

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月8日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
令和6年度村長所信表明	9
同意第2号の上程、説明	18
同意第3号の上程、説明	19
同意第4号の上程、説明	19
議案第2号の上程、説明	20
議案第3号の上程、説明	20
議案第4号の上程、説明	21
議案第5号の上程、説明	22
議案第6号の上程、説明	23
議案第7号の上程、説明	23
議案第8号の上程、説明	24
議案第9号の上程、説明	25
議案第10号の上程、説明	26
議案第11号の上程、説明	27
議案第12号の上程、説明	28
議案第13号の上程、説明	28
議案第14号の上程、説明	29
議案第15号の上程、説明	30
議案第16号の上程、説明	32
議案第17号の上程、説明	33
議案第18号の上程、説明	34

議案第19号の上程、説明	35
議案第20号の上程、説明	36
報告第1号の上程、報告	37
報告第2号の上程、報告	37
散会の宣告	37

第2号(3月13日)

開議、散会の日時	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	39
事務局出席者	39
議事日程	40
開議の宣告	41
一般質問	41
平良嗣男 議員	41
宮城 貢 議員	43
宮城良治 議員	51
新崎悟一 議員	58
大城邦彦 議員	66
宮城美和子 議員	70
吉浜 覚 議員	73
前田 孝 議員	79
散会の宣告	83

第3号(3月14日)

開議、散会の日時	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	85
事務局出席者	85
議事日程	86
開議の宣告	88
議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件	88
議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件	88
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	89
同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	89
同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	90

議案第 2 号の質疑、委員会付託	91
議案第 3 号の質疑、委員会付託	92
議案第 4 号の質疑、委員会付託	93
議案第 5 号の質疑、委員会付託	93
議案第 6 号の質疑、委員会付託	93
議案第 7 号の質疑、委員会付託	93
議案第 8 号の質疑、委員会付託	95
議案第 9 号の質疑、委員会付託	95
議案第 10 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
議案第 11 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
議案第 12 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第 13 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第 14 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	99
議案第 15 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	99
議案第 16 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	100
議案第 17 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	100
議案第 18 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	100
議案第 19 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	101
議案第 20 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	101
諸般の報告	102
散会の宣告	102

第 4 号 (3月15日)

開議、散会の日時	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	103
事務局出席者	103
議事日程	104
開議の宣告	105
議案第 7 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	105
議案第 10 号～議案第 14 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	106
散会の宣告	110

第 5 号 (3月19日)

開議、散会の日時	111
出席議員	111
欠席議員	111

地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	111
事務局出席者	111
議事日程	112
開議の宣告	113
議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件の説明、質疑、討論、採決	113
散会の宣告	115

第 6 号 (3月22日)

開議、閉会の日時	117
出席議員	117
欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	117
事務局出席者	117
議事日程	118
開議の宣告	119
議案第2号及び議案第4号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	119
議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号及び議案第9号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	121
議案第15号～議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、修正動議、修正動議撤回、討論、採決	125
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	131
議員派遣の件	133
閉会の宣告	134
署名議員	134

※途中ページが抜けている箇所は、仕切りとなっている部分を省略して掲載しております。

令和6年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和6年3月8日
会期15日間
閉会 令和6年3月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月8日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・令和6年度村長所信表明・同意3件・議案提案説明・報告2件
3月9日	土	休 会		(中学校卒業式)
3月10日	日	休 会		
3月11日	月	休 会		議案検討
3月12日	火	休 会		議案検討
3月13日	水	本会議	午前10時	一般質問
3月14日	木	本会議	午前10時	議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件 議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件 同意第2号～第4号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第2号及び第4号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第3号、第5号～第9号質疑、総務常任委員会付託 議案第10号～第20号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第7号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後2時	議案第10号～第14号予算審査特別委員会(補正予算) (説明～採決)
3月15日	金	本会議	午前10時	議案第7号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第10号～第14号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決(補正予算) ※午前 こども園卒園式
		委員会	午後1時30分	議案第2号及び議案第4号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後2時	議案第3号、第5号、第6号及び第8号総務常任委員会 (説明～採決)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月16日	土	休 会		
3月17日	日	休 会		
3月18日	月	休 会		※小学校卒業式
3月19日	火	本会議	午前10時	議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件
		委員会	午前10時30分	議案第9号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時	議案第15号～第20号予算審査特別委員会(新年度予算) (説明～検討)
3月20日	水	休 会		(春分の日)
3月21日	木	委員会	午前10時	議案第15号～第20号予算審査特別委員会(新年度予算) (質疑～採決) 終了後現場調査
3月22日	金	本会議	午前10時	議案第2号及び第4号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第15号～第20号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見書等の処理 議員派遣の件 (閉会)

会期日数 15日間 本会議日数 6日間 委員会日数 4日間 休会日数 8日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
21	令和6年2月9日	国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣安男	議員配布

令和6年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和6年3月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和6年3月8日 午前10時00分)

散 会 (令和6年3月8日 午後0時09分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		令和6年度村長所信表明	
6	同意 第2号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	同意 第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
8	同意 第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
9	議案 第2号	一名代橋架替工事の請負契約について	提案説明
10	議案 第3号	財産の取得について（大宜味村役場公用車購入・マイクロバス）	提案説明
11	議案 第4号	財産の無償譲渡について	提案説明
12	議案 第5号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案 第6号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
14	議案 第7号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	提案説明
15	議案 第8号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	提案説明
16	議案 第9号	大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
17	議案 第10号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	提案説明
18	議案 第11号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明
19	議案 第12号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第13号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	提案説明
21	議案 第14号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	提案説明
22	議案 第15号	令和6年度大宜味村一般会計予算	提案説明
23	議案 第16号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
24	議案 第17号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
25	議案 第18号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
26	議案 第19号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算	提案説明
27	議案 第20号	令和6年度大宜味村下水道事業会計予算	提案説明
28	報告 第1号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告
29	報告 第2号	専決処分の報告について	報告

-
- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。

会議を始める前に、3月11日は13年前に東日本大震災が発生した日であります。また、世界においてはロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ、イスラエル戦争が始まり、最近では能登半島地震発生から2か月余りとなり悲惨な出来事が続いております。被災され犠牲になられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を込めて黙禱をしたいと思います。御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

- 議長（大城佐一） 黙禱直れ。着席ください。
-

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） ただいまから令和6年第2回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 大城邦彦議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月22日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） おはようございます。

今年度もいよいよ今月までとなりました。村政運営に御理解いただき感謝申し上げます。

それでは一般行政報告といたしまして、昨年12月から本年2月までをかいつまんで報告申し上げます。

12月1日に改善センターで開催されました大宜味村、国頭村、東村の3村区長会との懇親会に参加し、懇親と交流を深めてまいりました。

21日には、第1回大宜味村総合教育会議を招集し、教育長及び全教育委員の皆さんと教育行政全般に関する意見交換を行いました。

23日には、有志の皆様により村役場構内に建立されました平和の鐘の除幕式が行われ、村民の皆さんとともに命どう宝、そして世界の恒久平和を祈りました。

25日には、ルートイン東京本部を訪問し、事業の進捗状況を社長とともに確認いたしました。

翌26日には、国土交通省総合政策局地域交通課を訪問し、コミュニティバスの必要性を説明、そして導入に向けた情報収集を行ってまいりました。

28日には、名護市内で自見英子沖縄担当大臣と北部市町村長との懇親会に臨み、その後やんばるの森ビジターセンターを案内し、昼食を取りながら懇談いたしました。

ページをめくりまして、年が明け1月4日に二十歳の集いを改善センターで通常どおり開催し、家族や村民とともに新たな門出を祝いました。

翌日の6日には、村民新春の集いを改善センターで開催し、村民多数の参加を頂き新春をことほぎました。

20日から21日にかけては、旧大宜味小学校グラウンドでは4年ぶりの開催となる第31回村産業まつりを、県外からは福島県西会津町をはじめ5地域から参加をいただき、盛会に開催することができました。来場者は昨年より200名余も多い4,811人でありました。

ページをめくりまして、2月15日には旧大宜味小学校体育館において、村民を対象に施策説明会を開催し、5年度事業の進捗状況の説明及び6年度事業計画内容を説明、御理解をお願いしました。

20日には、今年度第2回目となる総合教育会議を招集、開催し、6年度教育費予算案の説明及び教育行政についての意見交換を行いました。

翌21日には、那覇市内で世界自然遺産地域連絡会議が奄美・徳之島地域からも参加し開催され、各地の取組状況や課題が報告され、地域の実情を共有しました。

23日には、やんばるの森ビジターセンター4周年祭に参加し、様々なイベントが展開され盛会に開催されていきました。今後の施設運営に大きな期待を寄せているところです。

なお、令和5年度入札結果の報告を添付しておりますのでお目通しください。

- 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎令和6年度村長所信表明

- 議長（大城佐一） 日程第5 令和6年度村長所信表明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) はじめに

令和6年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端と令和6年度予算の概要及び主要施策について、ご説明申し上げ、村議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

先ず、本年1月1日に発生した能登地方を襲った地震等の災害により、甚大な被害が発生し、不幸にも多くの方々の尊い命が奪われました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました地域の皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興のために、村としても可能な限りの支援を講じてまいりたいと思います。

世界各地では依然として、戦争や武力衝突が絶えません。人類同士が命を奪い合うという凄惨な状態が頻発しています。近代社会とは何か、成熟した社会とは何か、今、世界が問われています。

我が国においては、台湾有事が叫ばれ、沖縄県民はとくに強い不安感と危機感を抱かずにはいられません。戦争のない平和な社会を築くため、『ぬちどう宝・人権擁護』を肝に銘じ、国と国との戦争や地域紛争等、武力行使には断じて反対し、対話による問題解決、命と人権を尊ぶ平和行政を推進し、多様性を尊重し、すべての人々が理解し協力し合える共存社会を目指します。

世界的規模で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、私たちの命を脅かし社会経済活動にも深刻な影響を及ぼし様々な面で大きな制約を余儀なくされ、普段当たり前に行われてきたことや、やりたいことができなくなり悔しい思いを体験してまいりました。令和5年5月からは感染症の分類が5類へと移行し通常の暮らしを取り戻しつつあります。今後はコロナ禍以前のように、社会経済活動がさらに活発になるものと思われまます。村としても各種イベントの通常開催や新たな事業にも積極的に取り組み、活力と賑わいの創出に取り組んでまいります。

昨年10月末の住民登録人口が、村政史上初めて3,000人を割り、村内に衝撃が走りました。村はこれまでに、様々な政策を講じて人口増加や人口減防止対策を講じ、一定の効果はありましたが、しかしながら最近では、減少に歯止めがきかず、減り続けており、村及び各区においても極めて憂慮すべき事態と認識しております。人口減少に起因する様々な課題も浮き彫りとなっています。引き続き大宜味村まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる様々な施策を展開し人口増加につなげ、活力ある村づくりに努めてまいります。

村政は何よりも村民のためでなければなりません。隅々に光を当て村民の声を拾い、村民の声が届き、村民と一緒に内外に誇れる輝く大宜味村を目指してまいります。そのためには、村民に信頼される透明で公正・公平な村政を築くため、各種事業を展開するに際しては、目的や根拠を明確にし説明責任を果たしながら、村民の理解と協力を得ながら進めてまいります。安心・安全・豊かさ・暮らしやすさを実感できる村づくりのため、医療体制の充実強化と自然災害から生命財産を守る、防災・減災対策を強化してまいります。さらに、「大宜味村に住んでよかった」と、実感できる社会をつくるため、伝統文化を継承しながら、地域コミュニティーを強固にし、ユイマールの心で生活弱者や高齢者にも優しい村づくりを進め、生きがいと潤いに満ちた村を目指します。

少子化傾向は、本村及び国が抱える大きな課題の一つで、将来の暮らしに危機感と大きな不安をもたらしています。子供を産み育てやすい環境整備は喫緊の課題です。社会全体、地域ぐるみで子育てを支援しなければなりません。そのためにも、産前産後のケアはもちろん、経済的負担を少しでも軽減する

ため、学校給食費の無償化を図ってまいります。

子育て支援と人材育成は未来への大きな投資で、将来を担う子供たちは、最も大切に掛け替えのない存在です。一人ひとりの能力を引き出し、夢や希望が実現できるよう、学習環境の整備と教育の充実を図り、個に応じた教育を支援してまいります。

大宜味村は、大宜味村らしさをさらに推し進めなければなりません。小規模、零細、家族（家庭内）事業所等の、庶民産業・在来産業が多く存在します。足元を見つめなおした産業の育成・振興は大宜味村の魅力をさらに高め、村を活性化させる原動力になるものと考えます。大宜味村独自の付加価値の高い商品開発と自然環境や文化を活かした観光・イベントを展開することが大宜味村発展のキーポイントになるものと信じています。村民自らが暮らしに潤いと癒しを実感できる伝統工芸・文化の継承を進めてまいります。

令和3年7月に北部三村地域が世界自然遺産に登録され早くも2年と7か月が経ちました。昨年8月には、山を知り、山に感謝し、山を楽しむ、をテーマに『山の日』全国大会の記念式典を本村で開催し、全国から注目され一歩動き始めた年でもありました。本村は豊かな自然を始め、様々な観点から大きな可能性を秘めています。生物多様性の地域に誇りを持ちつつ、その保全と活用を推進していかなければなりません。本村の魅力を広く発信し誘客増加を図り活性化を図るため、新たな観光形態の推進や各種イベントを開催してまいります。

大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向けた各分野ごとの施策について、次のとおり示し、令和6年度の村政運営に全身全霊、尽力してまいります。

1 予算の概要について

令和6年度予算については、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、人口減少や高齢化の進展、公共施設等の老朽化への対策などの継続的な課題や、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進するとともに、公約を念頭に置いた予算編成を行ったところであります。その結果、一般会計予算は53億3千5百万円で、対前年度比11億9千9百万円、29.0%の増となっております。また、令和6年度より簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計が公営企業化することに伴い、公営企業会計を除く、特別会計予算総額は5億5千7百万円、対前年度比3億6千9百万円、39.8%の減となっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等への派遣、さらに職場での自主研修は新たな知識を習得し、職員の向上意欲を高める重要な研修であることから積極的に、計画的に取り組んでまいります。また、来庁者に対して親切丁寧な接客対応ができるよう取り組んでまいります。

(2) 健康管理

業務が多様化・高度化する中、精神面での疾病予防として、定期的にストレスチェックを実施するとともに、カウンセリングなど支援体制構築に取り組んでまいります。

また、人間ドック等の各種検診も積極的に取り組み、職員の健康管理に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

令和2年に策定された「第6次大宜味村行政改革大綱」は、今年度で終了することから「第7次大宜味村行政改革大綱」の策定を行ってまいります。

複雑多様化する村民ニーズに的確な対応に努めるとともに、「村民から親しまれる村役場の実現」に向け行政改革を推進してまいります。

(4) 財政運営

歳入面では、むらづくり応援寄附金が増加傾向にあるものの、国有資産等所在市町村交付金の減額や臨時財政対策債の減額、給食費無償化に伴う収入の減少など依然として厳しい財政状況にあります。

今後とも、村税徴収率の向上やふるさと納税の推進など自主財源の確保に取り組んでまいります。歳出面では、結の浜海浜整備事業、海岸保全施設基盤整備事業、社会資本整備事業等による普通建設事業費の増や、物価高騰による委託費等の物件費の増、会計年度任用職員の報酬改定及び勤勉手当の支給開始による人件費の増、認定こども園整備に伴う公債費の増など、義務的経費の増加が見込まれることから、より一層経常経費の抑制を図るとともに、基金の計画的な運用を行い、将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、令和4年度に改定した「大宜味村公共施設等総合管理計画」を基に、引き続き持続的なむらづくりに取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

今年度は、「人・農地プラン」を基本にして、今後進行する高齢化や後継者不在に伴う耕作放棄地の防止や担い手への農地集積・集約を図れるように農業委員・推進員及び関係者と連携し地域計画（目標地図）の策定を行ってまいります。地域ごとの農地の利用についても、農業委員会と連携して農地中間管理事業等を活用してまいります。

生産事業者の地理的不利性による取引条件の改善を図るため、県外出荷される農林水産物に対する輸送費の支援を行い、物流条件の改善を推進してまいります。

担い手の育成につきましては、新規就農者に対し経営開始資金を活用し、新規就農者の定着化や経営発展支援事業で、施設・機械整備等の支援を推進してまいります。

シークワサーにつきましては、高単価が見込める青切り・フルーツ用果実を生産する意欲ある農家の支援を行うため、シークワサー生産奨励金を継続し、生産意欲の向上・栽培技術の普及と販売促進を推進するとともに、全県的な課題となっている立ち枯れ症状の原因解明や対策を、県や関係機関と連携し取り組んでまいります。またシークワサーの搾汁した残渣は、殆どが廃棄される状況であることから、長年の課題であった商品化に向けて民間会社と連携し、シークワサーの付加価値向上とGFPグローバル産地づくり推進事業を活用し、香港へPR販売を通して販路拡大に努めてまいります。

シークワサーの生産を安定的に拡大していくためには、園地の更新等が必要になります。そのために生産者に配布する苗の増産を進め、また生産者が自らの力で苗を増やせるように増殖技術等の普及推進に努めてまいります。

営農活動で流出する赤土対策につきましては、赤土等流出防止営農対策促進事業等を活用し、農地から大切な土壌を流出させない農業技術の普及を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

農道等の基盤施設につきましては、今年度、県営による農業基盤整備促進事業押川地区や水質保全対

策事業（耕土流出防止型）大保地区の工事を着手する予定であり、村事業として大工又地区畑地かんがい施設整備事業及び畑作等促進整備事業（田嘉里地区・田港地区）の実施設計業務等に取り組んでまいります。

（２）林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や「大宜味村森林整備計画」に基づき、世界自然遺産地域として自然に配慮した森林業を推進してまいります。

また、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラムに基づき、森林資源を活用した林業生産と林業所得の向上、並びに地域の活性化の振興を図るため沖縄林業構造確立施設の整備を推進してまいります。

年々拡大している松くい虫の被害対策として、松くい虫防除対策事業を継続して実施してまいります。喜如嘉林道の未整備箇所については、再度、関係者と調整し、その方策を検討してまいります。

（３）畜産の振興

豚熱や口蹄疫、また昨年において国内で発生した鳥インフルエンザ等への防疫体制については、県と連携しながら強化に努め、畜産農家への飼養衛生管理の支援を行ってまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導や新技術の提案等で、周辺環境の改善に努めてまいります。

（４）水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、長寿命化計画に基づき、老朽化した施設について、適正な維持管理・修繕を目的にした整備に努めてまいります。また、海面養殖事業等による漁船の増加及び大型化に伴う、航路・泊地・岸壁の整備、泊地内静穏度を高める防波堤の整備、就労環境改善のため、航路標識・防暑施設・防風施設・排水路等の整備に向けて取り組んでまいります。養殖漁業につきましては、村の新たな特産品として活用できるようスジアラ、すぎ等の養殖事業を推進してまいります。

（５）商工業・観光の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、村内事業者が主体性を持った事業展開のサポートを支援していくとともに、観光振興との連動を図りながら、本村の観光大使や包括連携協定を締結している関連企業等との連携を強化し、SNS等も活用するなどPR活動に取り組み、経済循環の仕組みづくりを検討しつつ経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

令和5年度に整備致しました企業立地促進条例を活かして、公有財産を活用した企業誘致策を展開し、雇用機会の創出に取り組んでまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、その価値を再認識し、村内外に広くPR活動を展開するとともに、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

世界自然遺産登録地域として世界的に発信されている状況から、今後、多くの来訪者が予想されており、エコツーリズム推進地域として持続可能な観光地となるようエコツーリズムガイド人材育成「クガニーんちゅプロジェクト」構築に向けて引き続き取り組むとともに、観光振興安全対策について安全対策協議会において協議し、安全・安心な観光受け入れ体制の構築に努めてまいります。

また、観光振興の拠点形成として検討しております塩屋湾周辺利活用整備事業について、「塩屋湾の再生」ということを意識し、令和5年度の調査を基に水質環境の改善の方策を検討し、風光明媚な塩屋湾をエコツーリズムにおける利活用について、地域住民との調和を図りながら取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

村民の健康づくりにつきましては、生涯にわたる健康づくりを推進するため、ライフステージに合わせた情報発信、各種健康教室を実施してまいります。

住民健診につきましては、特に働き盛り世代の健康状態の改善に重点を置き、長期未受診者対策や休日健診実施等により、特定健診の受診率向上に努めるほか、がん検診受診率向上も併せて取り組んでまいります。

また、特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、糖尿病等や糖尿病性腎症への重症化予防に向け、医療機関と連携構築に努めてまいります。

(2) ユイマールコミュニティの形成の推進

日常生活に必要な移動手段を確保できない高齢者や観光利用で訪れた方が交通弱者となっていることの課題に対し、コミュニティバス等の導入検討を行い、柔軟的な交通のあり方を模索し、支援充実に努めてまいります。

(3) 子育て環境の充実

子どもは地域の財（たから）であり、安心して子どもを産み育てられるよう地域全体で取り組んでいかなければなりません。その方策として子育てに関する相談を受け入れる総合的な窓口を設置するなど、子育てに関連する包括的な支援体制づくりに取り組んでまいります。

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産、子育てに関することや乳幼児の発育・発達に関し、「伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業」を継続して実施し、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

また、放課後児童クラブや子育て支援センターなど、児童や子育て中の親子のための多様な居場所づくりの継続と支援体制の強化に取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的・精神的負担軽減が図れるよう、18歳までを対象とした「こども医療費助成事業」や「産婦健診事業及び産後ケア事業」、「出産祝金の交付」を継続して実施するとともに、新たに家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭への「子育て世帯訪問支援事業」を実施するなど、更なる支援体制の構築に努めてまいります。

さらに、今年度は、令和元年度に策定した「第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、引き続き、子ども・子育て環境を取り巻く家庭や地域及び社会情勢等を的確に把握し、関連計画との整合性を図るなどして、切れ目のない子ども・子育て支援施策が総合的かつ計画的に展開できるよう「第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」の策定を行ってまいります。

(3) 障害者（児）福祉の充実

障害者福祉につきましては、「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、個々の障がいや生活状況に応じて、障害福祉サービスの適切な情報提供及び相談支援事業など切れ目なく実施し、障がいの有無によって分け隔てることなく、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援してまいります。

また、「巡回専門員整備事業」を継続し、こども園等の巡回相談を実施し、子どもの育ち・発達等について、相談支援を行ってまいります。

(5) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉につきましては、「高齢者保健福祉計画」に基づき、各施策・事業を展開してまいります。高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施し、健康課題の分析・対象者の把握を行い、健康相談や戸別訪問など高齢者の健康管理を支援するとともに、フレイル対策等の介護予防支援に取り組んでまいります。

認知症施策につきましては、高齢者の見守りとして、緊急時の通報システムの充実を図り、在宅での安全・安心な環境整備に努めるとともに、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、引き続き、住民が主体となって「地域で支え合う体制づくり」が展開できるよう、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

また、地域の交流、福祉活動の拠点となる施設整備につきましては、福祉拠点整備基本計画を基に補助事業採択に向け取り組んでまいります。

(6) 保健医療施策の充実

保健医療施策の充実につきましては、村立診療所、歯科診療所との連携を図り、医療機器の更新を行い、村民が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

子どもの定期予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種等につきましては、接種率向上に努めるとともに、昨年5月8日に感染症関係法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の「5類」へ移行した新型コロナウイルスについても予防接種を行い、関係機関と連携して感染症まん延や重症化予防に取り組んでまいります。

(7) 国民健康保険の充実

国民健康保険事業の運営につきましては、引き続き、保健事業や医療費適正化による歳出の抑制、収納率向上や適正な保険税率の設定等による歳入の確保に取り組み、国保財政の健全化に向けて取り組んでまいります。

5 歴史に学び人を育む文化の村づくり ～教育・文化の振興～

(1) 幼児教育の推進

おおぎみこども園は、就学前教育の充実を図るため、子どもと地域住民との交流、小学校との円滑な接続や特色ある教育・保育を実践し、地域子育て支援施設として中心的な役割を果たしてまいります。

(2) 学校教育の充実

子どもたちが安心して学べる環境づくりを進め、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。GIGAスクール構想の推進については、学校ICT支援員を配置し、児童生徒一人一台端末を活用した授業支援及び持ち帰り学習に引き続き取り組んでまいります。端末の持ち帰り学習のより一層の推進を行うにあたり、各家庭の通信環境調査を行い、ICT教育支援の検討を行ってまいります。

また、小学校及び中学校へのALTの配置を引き続き行い、外国語教育の強化に努めてまいります。

中学校におきましては、総合的な学習の時間を利用して、地域資源を生かした総合的な学習の充実を図り、社会性を培う教育を引き続き推進してまいります。

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。特に学校は、特別な配慮を要する児童生徒の対応、不登校児童生徒の対応、教育D Xの対応など多くの事が必要な状況となっており、このような拡大化する役割に対して効果的な対応をするには、学校だけでは限界があります。そうした状況の中、保護者や地域住民が主体的に学校運営に参加したり、学校支援を行ったりする等の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、学校・家庭・地域が一体となって子供を育てる体制を構築する準備を進めてまいります。保護者や地域住民が学校教育に参画することによって、大人も子供も学び合い育ち合う教育体制を導入し、学校教育のより一層の充実を図ってまいります。

経済的理由により就学困難と認められる場合には、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。また、今年度より、児童生徒への給食費無償化を行い、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

（３）生涯学習の推進

村民のあらゆる世代の学ぶ意欲に応えられるよう、ぶながやの里生涯学習講座では、大宜味の自然や文化・社会への興味関心を培うと共に、地域リーダーとなる人材育成に取り組んでまいります。また、沖縄と異なる自然、地域、歴史や文化を学ぶため小学校6年生を対象に西会津町「体験の翼」交流事業を継続してまいります。中学校生徒に関しては、本村と交流のある愛知県蟹江町生徒と大宜味中学校生徒の交流に取り組んでまいります。

（４）スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、村民の体力づくりや健康増進に向けた意識の高揚を図ると共に、村スポーツ推進委員や村体育協会及び関係機関との連携により、各種団体の育成・支援に努めてまいります。

（５）地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活用を推進してまいります。

平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、引き続き調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティーを形成する力があり、地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を推進・支援する体制として、文化協会の運営強化に努めてまいります。

（６）村史編纂の推進

新大宜味村史編纂基本計画に基づき、これまで「戦争証言集」「シマジマビジュアル版」「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」「民俗編」「言語編」「人と自然編」「写真集」を発刊してまいりました。今年度で村史編纂業務は最終年度となっており、「通史編」「資料編」「普及版」の発刊に向け取り組んでまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり ～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

継続事業として、「大川川等多自然川づくり推進計画」を基に、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と、治水安全度の向上を目的に引き続き大川川河川整備を行ってまいります。

道路橋につきましては、長寿命化計画を基に修繕や橋梁架替等を図り、今年度は、村道謝名城線の一名代橋と村道野国納線の川茶橋の架け替えを行ってまいります。

道路整備につきましては、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け、補助事業の実施を早めていくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進してまいります。

また、継続事業の村道根路銘上原線と村道腰間線は、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業を活用しながら、道路改良を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増していることから、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、今年度より公営企業会計を適用し、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

また、令和5年度から8年計画で施設等の老朽化に伴う、更新事業等を行い、施設管理の効率的な運営・有収率の向上、地域住民に安全で良質な水の安定供給に取り組んでまいります。

その他水道事業の広域化については、沖縄県や県内の水道事業体等と調整しながら、より条件の有利な方向を検討してまいります。

下水道事業につきましても、今年度より公営企業会計を適用し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

また、経営戦略やストックマネジメントを参考に処理能力の向上を図るとともに、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚水処理がスムーズに行えるよう、事業計画を検討し適切な対応に努めてまいります。

一方、その他の地域では、合併浄化槽での汚水処理となっておりますが、未だに単独浄化槽などが残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

公営住宅事業につきましては、「大宜味村公営住宅等長寿命化計画」を基に、渡海団地1・2号棟の外壁塗装及び屋上防水等の改修を行ってまいります。

また、安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を継続実施し、世界自然遺産地域として生物多様性の保全に取り組んでまいります。

(3) 消防・防災の推進

地域防災計画を最新の情報を集約して令和4年度に改定を行いました。この地域防災計画を活用して、今後とも防災・減災に取り組んでまいります。また、災害時初動リスクを低減し、消防防災対応力を強化するうえで極めて有効な対応策と考えられる沖縄県消防防災ヘリについては、早期導入に向けて沖縄県と連携して取り組んでまいります。

(4) 消費者行政

インターネット通販やSNSをきっかけとしたトラブルなど、消費者の被害やトラブルの未然防止のための啓発活動を行い、村民が安心して消費生活を送れるよう消費者行政に取り組んでまいります。

(5) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、ホテル出店計画地と海浜公園の整備調整に取り組むとともに、北側の第4工区におけるスポーツ拠点施設等の見直し検討を行いながら、効果的な土地利用推進を図ってまいります。

(6) 移住・定住・交流の促進

空き家活用について、所有者との確認が取れた物件について、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組み、空き地の活用による定住人口の増につながる施策を検討してまいります。

また、大宜味村と友好関係のある交流都市「福島県西会津町」「宮城県石巻市」「愛知県蟹江町」「秋田県湯沢市」「東京都調布市」との交流促進を強化し、人的・物的・経済的な相乗効果も期待し、相互の心の支えとなる友好関係の継続構築に取り組んでまいります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、大宜味村らしさを活かした村づくり、また村民との協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

大宜味村第5次総合計画で掲げられた村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。

令和6年3月8日

大宜味村長 友寄景善

なお、令和6年度の各課主要施策を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで令和6年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時49分)

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 同意第2号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久34番地

氏 名 金城 健

昭和35年2月16日生

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定による教育委員会の委員のうち、金城健委員の任期が令和6年3月31日に満了するので、同委員を再任したいので、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付していますのでお目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第3号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里982番地2

氏 名 宮城 博俊

昭和29年2月7日生

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

令和6年3月31日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、再任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書を添付していますのでお目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第4号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字大保326番地5

氏 名 米須 邦雄

昭和27年8月14日生

令和6年3月8日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

令和6年3月31日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、後任委員を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書を添付していますのでお目通しください。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第2号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第9 議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約について 一名代橋架替工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 一名代橋架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金6,974万円
- 4 契約の相手 大宜味村字喜如嘉580番地
有限会社 新栄建設
代表取締役 山口 善則

令和6年3月8日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

一名代橋は、村道謝名城線にある橋梁で、竣工から約46年が経過しており、床板に剝離・鉄筋露出及び全面的に浮きが見られ、また、鉄筋の断面損傷が認められ、張出し床板本体に耐力上問題が生じることが予想されるため、速やかな架替工事を行う必要があります。

工事概要は、橋梁架替工事、橋長16mとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第3号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第10 議案第3号 財産の取得について（大宜味村役場公用車購入・マイクロボス）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第3号 財産の取得について(大宜味村役場公用車購入・マイクロバス)
次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 大宜味村役場公用車(マイクロバス)
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得金額 金800万円
- 4 契約の相手 浦添市勢理客4丁目18番1号
沖縄トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野原 朝昌

令和6年3月8日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回のマイクロバスの購入は現在使用している車輛が20年経過して老朽化が著しいため、車輛を新規に購入するものであります。

なお、本件については去る令和5年9月議会において債務負担行為を行っております。

また、納期については令和6年9月1日までとなっております。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第11 議案第4号 財産の無償譲渡についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第4号 財産の無償譲渡について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求める。

- 1 財産の表示

所在 大宜味村字謝名城大川山1679番2

地目 原野

面積 4,900㎡

- 2 無償譲渡の相手方

住所 大宜味村字謝名城259番地2

氏名 新城頼子

令和6年3月8日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

長年に渡り、当該土地を上記の新城頼子氏が畑として利用し、土地の所有権も主張しており、隣接地主も当該土地の所有者は同氏の財産であるとの証言もあります。当該地域（城農道）周辺の村有地は、1679番2の一筆のみとなっていることから、土地を無償で譲渡したいので、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長（大城佐一） 産業振興課長。
（大嶺 実産業振興課長 登壇）
- 産業振興課長（大嶺 実） 説明します。

議案第4号 財産の無償譲渡についての補足説明をさせていただきます。

説明資料の14ページから26ページをお目通しください。

当該地域は、昭和42年1月12日から同年2月10日までの期間において調査が行われ、調査に基づき同年3月に測量が実施され、昭和43年に成果（地籍図及び地籍簿）が作成されました。それらの成果（地籍図及び地籍簿）は昭和44年11月18日から同年12月17日までの30日間の閲覧期間を供されて、閲覧期間中に「誤り等訂正」の申出があったものに対して修正し、昭和46年11月15日付に所轄の登記所に成果を送付し、当該地域の地籍調査は完了しました。

閲覧期間中に当時の所有者であったと思われる新城頼子氏の父である前田幸太郎氏が「誤り等訂正」の申出ができなかった理由は、閲覧期間が本人へ十分に伝わらなかったことによるものであります。

説明資料の26ページをお開きください。

1490番、分筆する前は1490番地でした。1490番地の旧図面は新城頼子氏の父である前田幸太郎氏の土地であり、現在の、分筆した後ですね。1490番地1と1679番2に旧図面、1490番の旧図面を重ね合わせると土地の形状がほぼ一致することが分かります。

そのことから、1679番2の土地は長年にわたり畑として利用しており、所有権も主張していることや隣接地主による証言もあり、当該地域（城農道）周辺の村有地は、1679番2、原野4,900㎡の一筆のみとなっていることから、財産の無償譲渡を行うものであります。

詳しい経緯等については、委員会で説明を行いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第12 議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

今般の宿泊料の価格高騰に伴い、議員の宿泊料の額を改定する必要があるため、この案を提出する。
改正の内容については、県内の宿泊料を「7,000円」から「7,500円」に、県外の宿泊料を「1万2,000円」から「1万4,500円」に引き上げるものであります。

ただし、宿泊料の額は、定額の範囲内の実費額とすることとしております。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

今般の宿泊料の価格高騰に伴い、議員の宿泊料の額を改定する必要があるため、この案を提出する。
議案第6号の改正の内容については、先ほどの議案第5号の同じ改正内容でありますので割愛させていただきます。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月8日提出

提案理由

本村の会計年度任用職員に勤勉手当を支給し、また、常勤職員の給与改定が行われた場合に、それに準じて改定できるよう本条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第7号について補足説明をいたします。

本条例の改正は、会計年度任用職員について勤勉手当の支給及び遡及適用ができるよう条例を改正するものでございます。

本条例の改正は2条建てになっておりまして、まず1条の（大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の説明をいたします。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、11条の次に1条を加え、11条の2として（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）について勤勉手当の支給する条項を加えております。

同じように18条の2では（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）について勤勉手当の支給する条項を加えております。

続きまして、2条の（大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）について説明いたします。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削ることとしております。

附則では、（施行期日等）第1項で、条例第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行し、改正後の大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、令和5年4月1日から適用することとなっております。

第2項では給与の内払いをうたっております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第15 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

今般の宿泊料の価格高騰に伴い、職員の宿泊料の額を改定する必要があるため、この案を提出する。改正の内容については、県内の宿泊料を「6,500円」から「7,300円」に、県外の宿泊料を「1万1,000円」から「1万3,000円」に引き上げるものであります。

ただし、宿泊料の額は、定額の範囲内の実費額とすることとしております。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第16 議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

大宜味村学校給食費徴収条例（昭和60年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「幼児、」を削り、「生徒の保護者」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条を次のように改める。

（給食費の無償化）

第5条 村長は、第2条の規定にかかわらず、児童、生徒の保護者に係る学校給食費を徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大宜味村学校給食費徴収条例は、令和6年4月分以後の月分の学校給食費について適用し、同年3月分以前の月分の学校給食費については、なお従前の例による。

提案理由

昨今の物価高騰等による保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に、児童、生徒、保護者に対する学校給食費無償化を実施するにあたり、大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第17 議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）

令和5年度大宜味村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,056万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,485万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから一般会計補正予算（第10号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、4,056万1,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1 款村税ですが、372万7,000円の減額となっております。主に村民税の減によるものとなっております。

2 款の譲与税、それから3 款から8 款及び22 款の各交付金の増減については、県の見込額通知によるものとなっております。

10 款地方交付税2,159万6,000円の増額ですが、普通交付税の増によるものです。

予算書の2ページをお開きください。

15 款県支出金9,122万3,000円の減額ですが、主に総務費補助金（沖縄振興特別推進交付金）及び農林水産業県補助金（農業体質強化基盤促進整備事業補助金、経営発展支援事業補助金）の減によるものと

なっております。

17款寄附金の7,533万円の増額については、主にむらづくり応援寄付金の増によるものとなっております。

18款繰入金676万6,000円の減額については、主に財産形成基金繰入金及び環境保全基金繰入金の減によるものとなっております。

20款諸収入683万円の減額については、主に雑入のほうで介護保険地域支援事業委託金の減によるものとなっております。

予算書の3ページをお開きください。

21款村債2,830万円の減額ですが、主に過疎対策事業債の減によるものとなっております。

以上が歳入の概要となっております。

続きまして歳出のほうを説明いたします。予算書4ページをお願いします。

1款議会費から5ページの10款教育費までは、実績あるいは実績見込みによる減額となっております。

5ページの12款公債費632万5,000円の減額については、一時借入金の利子の減によるものとなっております。

13款諸支出金1億208万8,000円の増額ですが、主に結い基金費の増によるものです。

14款予備費については、6,334万9,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要となります。

7ページから8ページには第2表繰越明許費、9ページのほうには第3表地方債補正を記載しております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第18 議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,565万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容につきましては、歳入で、8款繰入金188万3,000円の減額、保険基盤安定繰入金等の実績に

よる減額となります。

10款諸収入119万8,000円の増額については、保険者間調整に伴う返還金となっております。

歳出につきましては、9款諸支出金で、令和4年度の実績による償還金79万9,000円の増額、10款予備費の318万2,000円の増額となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第19 議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）令和5年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,135万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる費用は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、歳入で7款村債が関係工事の延期等に伴い、1,800万円の減額となっております。主に歳出で1款簡易水道総務費2,178万7,000円の減額については、主に工事請負費で関係工事の延期等に伴い、1,800万円の減額など実績に伴う減額、4款予備費387万円の増額補正となっております。

以上が歳入歳出の主な内容です。

また、3ページには第2表繰越明許費、4ページには第3表地方債補正を記載しています。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第20 議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 令和5年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,232万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で1款使用料及び手数料3万4,000円の増額、歳出で1款公共下水道事業総務費81万5,000円の減額については、主に光熱費60万円の減額、4款予備費84万9,000円の増額補正となっております。

以上が歳入歳出の主な内容です。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第21 議案第14号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第14号 令和5年度大宜味村高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 令和5年度大宜味村の高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,943万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で1款後期高齢者医療保険料64万6,000円の増額、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金64万6,000円の増額となっております。

詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第22 議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算
令和6年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億3,546万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明は、担当課長から説明させていただきます。

- 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

- 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから予算の概要のほうを説明いたします。

予算総額は53億3,546万7,000円で、対前年度11億9,899万2,000円の増額となっております。対前年度比29.0%の増となります。

歳入について、主な款で説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、9億4,084万1,000円で、対前年度2,467万5,000円の減額となっております。主に国有資産等所在市町村交付金及び納付金の減によるものとなっております。

予算書の2ページをお開きください。

10款地方交付税ですが、12億円で、対前年度2,000万円の増額となっております。

14款国庫支出金については11億5,688万9,000円で、対前年度7億2,689万3,000円の増額となっております。主に総務費補助金及び土木費国庫補助金の増によるものとなっております。

15款県支出金ですが、5億6,544万6,000円で、対前年度1億6,607万7,000円の増額となっております。主に農林水産業費県補助金の増によるものとなります。

予算書の3ページをお願いします。

17款寄付金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として2億2,950万2,000円を計上しております。

18款繰入金3億3,449万4,000円で、対前年度1億430万9,000円の増額となります。主に基金繰入金の増によるものとなっております。

19款繰越金については6,000万円を計上しております。

20款諸収入9,737万2,000円で、対前年度1,919万8,000円の増額となっております。主に雑入の介護保険地域支援事業委託金、それからコミュニティ助成金の増によるものとなります。

21款村債5億6,494万7,000円で、対前年度1億8,564万7,000円の増額となっております。主に過疎対策事業債の増によるものとなります。

以上で歳入の主な概要の説明を終わります。

続きまして、歳出のほうを説明します。予算書5ページをお願いします。

2款総務費ですが、14億8,499万1,000円で対前年度8億5,491万7,000円の増額となります。主に企画費の結の浜海浜整備事業の増によるものとなっております。

3款民生費6億810万7,000円で、対前年度1,995万1,000円の増額となります。主に社会福祉総務費及び介護保険費の増によるものとなります。

4款衛生費ですが、3億3,602万円で対前年度3,368万5,000円の減額となります。主に塵芥処理費の減によるものとなっております。

6款農林水産業費4億8,983万8,000円で対前年度1億9,514万3,000円の増額となります。主に農地費及び漁港建設費の増によるものとなっております。

予算書の6ページをお開きください。

7款商工費2億414万5,000円で、対前年度3,834万3,000円の減額となります。主に観光費の減によるものです。

8款土木費6億5,351万1,000円で、対前年度1億788万9,000円の増額となります。主に道路新設改良費の増によるものとなっております。

10款教育費4億8,609万2,000円、対前年度3,137万4,000円の増額となっておりますが、主に事務局費及び認定こども園費の増によるものとなっております。

予算書7ページをお願いします。

12款公債費ですが、5億4,171万4,000円で対前年度3,743万4,000円の増額となります。

13款諸支出金については、2億9,566万6,000円で対前年度2,539万3,000円の増となります。主に結い基金費及び環境保全基金費の増によるものとなります。

14款予備費は2,712万1,000円の計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、8ページには第2表債務負担行為、それから9ページには第3表地方債を記載しております。

また、10ページから195ページに事項別明細書、それから196ページから204ページに給与費明細書、

205ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書、206ページには地方債の現在高調書を載せておりますので、後ほど御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第23 議案第16号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第16号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
令和6年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,788万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは議案第16号について補足説明をさせていただきます。

予算総額は歳入歳出それぞれ5億1,788万5,000円で、対前年度1,814万1,000円の減額となっております。前年度比3.8%の減となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1款国民健康保険税6,164万2,000円ですが、対前年度22万6,000円の減額となっております。主に一般被保険者国民健康保険税の減額によるものです。

5款県支出金ですが、3億6,892万1,000円で、対前年度4,502万9,000円の減額となっております。主に保険給付費等交付金の減額によるものです。

8款繰入金ですが、4,717万4,000円で、対前年度287万2,000円の減額となっております。主に財政安

定化支援事業繰入金の減額によるものです。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。予算書3ページをお開きください。

2款保険給付費ですが、3億3,482万1,000円で、対前年度4,450万4,000円の減額となっております。主に一般被保険者療養給付費の減額によるものです。

4ページをお開きください。

9款諸支出金ですが、2,035万7,000円で、対前年度202万9,000円の増額となっております。主に一般会計繰出金増額によるものです。

10款予備費は、745万3,000円の計上となっております。

以上で説明を終わります。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第24 議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 令和6年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,922万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは議案第17号について補足説明させていただきます。

予算総額は歳入歳出それぞれ3,922万円で、対前年度277万2,000円の増額となっており、対前年度比は7.6%の増となっております。

それでは歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料ですが、2,319万8,000円で、対前年度173万5,000円の増額となっております。

6款諸収入69万4,000円ですが、対前年度58万9,000円の増額となっており、主に健康啓発事業に係る後期高齢者医療広域連合補助金の増となっております。

次に歳出について主な款で説明いたします。2ページをお開きください。

1款総務費ですが、94万2,000円で対前年度76万7,000円の増額となっております。主に健康啓発事業

に係る需用費等の増額となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、3,796万5,000円で対前年度201万8,000円の増額となっております。

以上で内容の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第25 議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水事業所数 2戸

（2）年間総給水量 1万4,640m³

（3）一日平均給水量 40m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 637万6,000円

第1項 営業収益 58万6,000円

第2項 営業外収益 578万8,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 506万1,000円

第1項 営業費用 455万7,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 50万円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 補助金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 4,000円

第1項 建設改良費 2,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、409万3,000円である。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第26 議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算について説明いたします。

第2条により、業務の予定量として、給水戸数1,940戸、年間総給水量39万618m³、一日平均給水量1,070m³、主な建設改良事業 機械・電気設備工事、管路布設工事 1億3,098万6,000円。

第3条により、簡易水道事業収益の予定額2億1,499万5,000円、簡易水道事業費用の予定額2億2,287万7,000円と定めます。なお、営業費用中、財務支援等業務の財源に充てるため400万円を借り入れます。

第4条により、資本的収入の予定額1億9,100万円、資本的支出の予定額2億1,985万4,000円と定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,885万4,000円は引継金303万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額757万3,000円、当年度損益勘定留保資金1,825万1,000円で補填するものとします。

第4条の2により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,304万5,000円及び6,497万9,000円であります。

第5条により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めます。

第6条により、一時借入金の限度額は、1億9,500万円と定めます。

第7条により、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（ただし予備費を除く。）と定めます。

第8条により、職員給与費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

第9条により、簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,600万円であります。

以上が議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算の主な内容となっております。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、予算に関する説明書を添付しており、詳しい内容等につきましては、予算審査特別委員会において担当課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第27 議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算について説明をいたします。

第2条により、業務の予定量として、接続戸数127戸、年間総排水量4万3,349m³、一日平均排水量119m³。

第3条により、下水道事業収益の予定額5,974万5,000円、下水道事業費用の予定額6,493万1,000円と定めます。なお、営業費用中、財務支援等業務の財源に充てるため340万円を借り入れます。

第4条により、資本的収入の予定額1,000円、資本的支出の予定額319万円と定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額318万9,000円は引継金318万9,000円で補填するものとします。

第4条の2により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ38万1,000円及び987万3,000円であります。

第5条により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めます。

第6条により、一時借入金の限度額は、340万円と定めます。

第7条により、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（ただし予備費を除く。）と定めます。

第8条により、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,427万3,000円であります。

以上が議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算の主な内容となっております。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、予算に関する説明書を添付しております。詳しい内容等につきましては、予算審査特別委員会において担当課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第28 報告第1号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第1号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。
-

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第29 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月8日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。また、損害賠償額は全額保険で対応しております。

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 0時09分）

令和6年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和6年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年3月13日 午前10時00分)

散 会 (令和6年3月13日 午後3時43分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許可します。
-

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 議長（大城佐一） 初めに9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） おはようございます。一般質問の前に一言申し上げたいと思います。

去る臨時会において、副村長の同意案件が提出され、全会一致をもって同意された宮城 豊君、本当におめでとうございませう。4月1日の就任の中、村民福祉向上のため職員の和をもって頑張ってもらいたい。本当におめでとうございませう。それでは一般質問に入ります。

1. 給食無償化の取組みについてお伺いをしたいと思ひます。

これまで、給食費問題をテーマに給食費徴収など、様々な観点で質問してまいりました。

去った、令和5年9月定例会におきましても質問いたしましたが、給食無償化について再度質問をしたいと思ひます。

昨今、給食無償化を実施する自治体が増えているものの、全国的・全県的にも進められているわけではありませう。給食費無償化は自治体主導で行われており、国からのサポートは無く自治体の財源で賄われており実施については慎重になっているのが現状であります。

しかし、近隣で無償化が実施されており地域によって格差が生じている点は、無償化の大きな問題点だとも考えます。そこでお伺いをいたします。

①9月の村長答弁では、親の経済的負担を少しでも軽減すべく無償化に取り組むと答弁がありました。その後の状況はいかがでしょうか。

②取り組むにあたり、財源はどのように充当したか。

③完全給食だと考えますが、現時点で学校における児童生徒の給食率はどの程度か。また、アレルギー等で給食が取れない児童生徒がいると考えますがいかがでしょうか。

当初予算を見ると政策費支援金1,686万1,400円、当初予算に計上はされているようですが、差し支えなければご答弁ください。

- 議長（大城佐一） 村長。
（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） お答えします。

令和6年度から無償化することでの予算計上を行っているところです。

財源は、結い基金を充当することですすめています。

③のアレルギー等については教育長から答弁させます。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） では、お答えします。

児童生徒の完全給食率は、100%となっています。また、現段階で、アレルギー等で全く給食が取れない児童生徒はいません。一部献立において、アレルギーで食べられないメニューが出て除去食となった場合は、食べられるメニューの量を増やすなどして、栄養価を確保できる対応を行っているところです。給食センターにおいては、献立作成において、アレルギーをもつ児童生徒に配慮しているところです。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほどアレルギーの方は、それに対応しているということがありますが、給食無償化は自治体が公費を賄って担う制度であります。これについては全ての子供が平等に栄養バランスの取れた給食を食べることで経済的な困難から子供の健康、学習機会が失われないようにするのが目的と考えております。ややもすると、保護者の子供に対する子育ての責任感が薄れたりすることも懸念されますが、これまでも幾つかの事例を見てきましたが、そこでお伺いしたい。

無償化実施に伴う保護者への対応を考えておりますか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

これまで学校給食費に関しては、村の政策支援分という形である程度村の助成を行ってきました。令和6年度から給食費の無償化ということで、これまでも保護者に対してその辺の政策支援分で助成しているとか、その辺の村としてやっていることを保護者に対して通知をしてきたところでございます。今回に関しても新年度始まって保護者に対して、今回給食費が無償化になることの通知と併せて、給食とは、この給食の基本理念とかその辺のことを再度保護者に対して通知、お知らせするというところで考えております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 分かりました。学校給食無償化に取り組んでいる都道府県、皆さん方御存じだと思います。都道府県の単位で見ると、昨今の新聞にもございました。青森県が全国で初となる無償化をやっているわけです。給食の無償化は自治体の少子化対策の中でも子供、医療費の軽減などとともに重要視されているところであると思います。出生率にもこれはかかってくるものだと思うが、沖縄県もなかなか無償化ができていない。県知事の公約ではあるんだがなかなかできていない。しかしながら、我が大宜味村は今回無償化ということで行っています。財源も大変厳しい中、無償化が実施されていることに対して敬意を表したいというふうに思っております。

しかしながら、児童生徒の中には先ほどアレルギー等の件で申し上げましたが、アレルギー等で給食が取れない児童生徒がいるものだと私は思っておりますが、教育長も幼保の園長の場合に、子供たちのこの状況についてはよく御存じだと思っております。

しかし、最近、皆様も御存じのように福岡県の小学校1年生が八宝菜に入っているウズラ卵を食べ、喉に詰まらせ死亡したという大変悲しいニュースがございました。そこら辺も鑑みながら今後給食の在り方についても考えていかなければいけないものだろうというふうに思っております。

文部科学省は、給食時の注意点をまとめた指導手引き書を各都道府県、または教育委員会に通知され

ているものだと思いますが、教育長はどう思っているのか再度お伺いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） お答えします。

まず食品の誤嚥について、大変悲しい事故が起こったんですけれども、その以前から議員がおっしゃるとおり手引き書、あるいはまた特に誤嚥については、文科省、厚労省からリーフレットが定期的に配布されて、それを基に、私がこども園にいる頃は壁に貼って、あるいは保育士に配布したりして、また職員の研修を徹底してまいりました。今回の事件が起こった後も文科省のほうから各学校、各園に通達が行っております。その通達を基にして、去る管理職研修会で課長のほうからその指導を徹底するという話をして、皆で確認したところです。この手引き書については定期的に、こども園においては月1回給食会がありますので絶対事故が起こらないように誤嚥も含めて、いろんな面でアレルギーの件もそうですけれども、徹底して研修を深めております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど教育長からございましたように、やはり今後、どのような事故が起こるか分からない。固いものをどのようにして細かくしていくか、そういうこともセンターも一緒になって子供たちのために考えていかなければならないものだというふうに思っておりますので、そこに注意してやっていただきたいという思いです。

最後に無償化においていろんな問題点が、家庭があるというふうに思っております。例えば年間の給食費が家計の中から減るわけがございますから、そこでできるだけ教育費に充ててほしいなど、学校における保護者教育も必要じゃないかというふうに思っているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

議員おっしゃるような保護者に対して、給食費が無償化になったことによるその分が浮きますのでそれを教育に充ててほしいということは、私のほうからちょっと言えない部分もありますので、やはり先ほど答弁したように、保護者に対しては給食の役割というのを十分伝えていくというのが私どもの役目だと思っておりますので、その辺で御了解いただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） やはり無償化になると、私が大変心配しているのは保護者の、何でも行政がやるんだとか、そういう思いじゃなくて、やはりそこら辺を保護者の認識を高める。そして子供たちの教育のために行政としてもそういうふうなために頑張って、大変厳しい中でやっているわけですから、やはり保護者の教育も今後必要だと私は思っています。そこら辺をいろんな場面があろうと、機会があると思っておりますので、そこら辺も十分密にしながらその保護者の教育これも必要になると思っておりますのでやっていただきたいと思っております。何もなければ、これで終わりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（大城佐一） 次に1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） おはようございます。一般質問をさせていただきます。質問事項は2点あります。

まずは、令和5年度村行政全般について。重点事業等の進捗と政治姿勢について3点伺います。
令和5年度大宜味村施策説明会の資料について伺います。

①令和5年度大宜味村重点事業の中に、福祉拠点整備事業があります。『旧大宜味小学校跡地に一部改修、一部新築等を含めた整備を基本とする計画を令和4年度に策定しており、『長寿の里』が育む、交流と生きがい生まれる場所を基本理念に、地域のニーズ、『健康長寿』を活かした地域振興等を踏まえ、にぎわい・健康増進・学び・福祉の拠点といった機能を備えた複合的な施設の整備を目指す。』との事業内容です。主管課(業務担当)による所感は、『事業振興のため、国機関と補助事業導入調整に取り組んでいたが、進行中である他事業との事業優先度の調整により、令和5年度での申請については見送ることにした』と聞いている。

村長は、議員時代、総合福祉センター(福祉拠点整備事業)の件で3回質問しています。令和元年6月定例会、令和2年12月定例会、令和3年3月定例会です。この事業に対しての村長の取組みを伺います。補助事業導入調整で国機関と面談しましたか。

②国の補助事業導入等は、国とのパイプ役が必要だと聞いているが、村長選挙での支援者の中にパイプ役はありますか。

令和6年1月12日(金)に沖縄市市民会館で自由民主党沖縄第3選挙区新春の集いがありました。島尻安伊子代議士が代表の選挙区です。村長は、招待されて出席したのか。伺います。

③大型宿泊施設誘致調整業務について伺います。

『結の浜に大型宿泊施設を誘致することにより、村内での長期滞在型観光の充実が図られる。村内雇用の創出・定住人口の増や地域振興にも大きな効果が期待できる。』との事業内容である。『R5年4月・8月・10月に大型宿泊施設誘致に関する地域説明会を実施。ホテル事業者と基本協定書締結に向け調整中。』とある。10月以降、ホテル事業者とどのようなスケジュールで調整したのか。伺います。

質問事項2点目、令和6年度村行政全般について。

①結の浜海浜整備事業について伺います。

結の浜南側・塩屋漁港区域内における養浜整備、海浜公園(管理棟、駐車場など)の整備とあるが、具体的な内容(工種、工期、予算規模)を伺います。

②地域水産物供給基盤整備事業について伺います。

『塩屋漁港の生産コストの削減を図るため、作業効率が期待される漁船規模に応じた岸壁の新設と港内道路の新設を行うとともに、泊地内静穏度を高め漁船耐用年数の向上につながるよう防波堤の整備を行う。また、漁業機械の増大を図るため、干満に影響されず漁船の出入港ができるよう、航路・泊地を増深及び新設する。その他、水産物の生産性向上を図るため、漁港用地の確保、排水路の流出口変更を行うとともに、就労環境改善のため、航路標識の追加、防暑施設の新設を行う』との事業内容になっている。令和6年1月24日(水)、2月16日(金)の二回住民説明会を行っている。計画に対する疑問、懸念、要望等はありませんか。

③令和6年度施策基本方針で『人口目標実現に向けた政策課題解決の取り組みを強化』とあります。人口目標=3,200人です。政策課題(重点的な課題)の実現に向けた強化が4点あります。その中にある『雇用の確保と定住人口増に繋がる取り組み(公有財産、耕作放棄地等活用、企業誘致、住環境の整備)』について伺います。具体的にどのような施策なのか教えてください。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) お答えします。

「福祉拠点整備事業の取り組み」及び「国機関との面談」につきまして、本事業は今後の大宜味村において、重要なものと捉えております。

しかしながら、今年度においては、本事業を、具体的に、国機関へ要請するなど、行うことが出来ませんでした。

その理由については、財政的な面とそれに取り組む人間的な面もあります。

また、現在進めている海浜整備事業や企業誘致策を優先的に取り組むこととしたことによります。

国機関、関係者と面談する機会があった際に、今後、福祉拠点整備事業についての再調整をお願いしたい旨、伝えてきております。

②については、村長選挙において、支援者の中に国とのパイプ役は存在しませんでした。

1月12日の新春の集いは、知人から一緒に参加しましょうとのお誘いがありましたので参加しました。ホテル事業者側との調整でございますが、11月21日に協定締結や進捗について、私自ら連絡し、状況を確認させていただきました。

12月25日に別事業の要請を行うため東京に行った際に、事業者本部を訪問し、社長、専務に対応していただき、直接現状を伺いました。

その他、設計に関連すること、協定内容に関する事など、担当課において、事業者側の担当と調整を進めております。

令和6年度の結の浜海浜整備事業の具体的な内容については、海側の土木工事と、施工監理業務委託、もずく網移設、指定管理者の選定となっています。

工期は年度内での完了を見込み、予算規模として、8億4千659千円を計上しております。

②については、1回目の説明会での計画では既存の塩屋漁港の護岸から南向きに90mを埋め立てる計画であったが、新たに埋め立てる箇所は、地域の神事「塩屋ウングミ」で使用する兼久浜の一部が埋め立てられることについて、一人の方から埋め立てには反対の意見、もう少し話し合いを持って欲しい。砂浜はカミンチュ(神人)が降りる神聖な場所でショックを受けているなどの意見等があり、それを踏まえて2回目の説明会で砂浜を最大限に残すため、当初案から北側に40m移動し、一方、防波堤50mを延長しましたが、参加者から防波堤が伸びることに対して懸念する意見等があり、住民と漁業者が納得出来るように3回目の住民説明会に向けて新たな変更案の設計の見直しを行っているところであります。

次、施策基本方針で掲げた雇用の確保と定住人口増に繋がる取り組みの具体的な施策についてでございますが、まず、今年度制定いたしました企業立地促進条例に基づき、公有財産を活用した企業誘致策に取り組んでまいります。

また、定住環境について、空き家の活用を促進するとともに、空き地の活用として、村有地への民間アパート誘致などについても検討してまいります。

先ほど答弁で「塩屋ウングミ」と答弁しましたが、「塩屋湾のウングミ」の間違いでございました。訂正します。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 今、まず令和5年度の①のほうですが、担当課はプロジェクト推進室となっているが、令和5年度での申請を見送ると判断した経緯を教えてください。これは重点事業のほうは事業

担当課以外の調整が必要とされる施策であるし、政策課題として全庁体制で取り組むべき施策とあります。この件は庁議を通して話し合われたのですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

本件に関しては、特定事業推進費という国庫補助を活用して導入していこうということで調整をさせていただいておりました。その事業と併せて北部振興事業等の事業調整、予算の面も含めて調整をしていたところでございます。庁議の決定ということではないんですが、この事業の調整については重点施策内部検討委員会のほうで調整をさせていただいたものになります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 重点施策事業ということで、令和5年度での申請については見送る。では令和6年度のほうでは、この福祉拠点施設整備事業が出てこないんですが。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

令和6年度につきましては内部で調整して、事業導入に向けて進めてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長に質問いたします。

令和4年12月に大宜味村福祉拠点整備基本計画が出ております。この事業をそのまま進めるという、この基本計画でそのまま進めるということですか。それとも村長が令和3年3月議会で補助金がなくても住民関係機関を巻き込んで大宜味村でどのような福祉センターがよいのかしっかりと議論して進めていくべきだということが一般質問の中でありまして、基本計画をそのまま事業を進めていくお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 福祉拠点整備につきましては計画案どおりではなくて、時代の変化とともに村民のニーズも変わってまいりますので、いろいろまた多くの方々の意見を聞きながら、大宜味村に必要な、村民が、高齢者が必要としているような福祉施設にできないかということで、必ずしも計画書に沿った形ではなくて、変更もあり得るということをお理解いただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、基本計画を再度やり直すということですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

全ての計画を見直すということではなくて、そこが基本になっていると思います。ただ、運営方法とかそういった手法がまだ具体的な案がありませんので、その案をもう一度練りながら、それに応じた形の内容に合わせていくと。それで補助金導入ができるかどうか、内容を確認してやっていくということでございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、質問を変えます。

企画観光課に今回参事職を置くということを聞いております。特命で何を期待しているのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

参事職を置くということになってはいますが、今、企画観光課のほうでは仕事のボリュームのほうはかなり多くございまして、特に観光のほうで計画等の遅れがございまして、そのほうを集中的に目指していきたいというところと、また他の商工部門等のこともありますので、参事職を配置して、課長はもちろんそのままおりますので、マンパワーを配置してそこに重点を置いて今回やっていきたいというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 質問を変えます。

②のほうの、1月12日の新春の集いは、知人から一緒に参加しようとお誘いとあります。それをいつ頃知ったんですか。年度末なのか、新年入ってなのか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 記憶は定かではございませんが、年明けてからだと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長の政治姿勢ということで今回この項目を入れております。実は私のほうも、私もそれに参加しておりました。今年は選挙があるはずで、昨日はたしか国頭村長の選挙があつて終わっております。やっぱりああいう新春の集い、みんな政治家の集まりですから、今後選挙があれば頑張っていこうということで、それは衆議院選挙、当然であります。あと各地域の選挙もあります。それで壇上のほうに、村長たしかに壇上のほうに上がられて選挙を頑張っていこうということで一緒に拳を上げたと思いますが、それは確認いたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私が新春の集いに参加したいきさつというんですか、なぜ参加したかということについてですが、大宜味村の新春の集いにも秘書の方が2名見えておりました。知人の方から今回の新春の集いに参加しようということで、私は礼節の範囲でこれはすべきだろうという判断と、そして村長に就任してから国に要請、あるいはいろいろな事業を導入するに際しては国会議員の先生方のお付き合いも大切にしなければならないというふうなことを痛感しておりまして、これまでも政権、与党野党関係なくして国会議員の方々といろいろ面談もさせていただきました。その中で、沖縄3区選出議員の新春の集いということでありまして、北部地域、そして大宜味村の振興発展のためには参加すべきだろうという判断に至りました。そして壇上に登壇して、拳を上げたのは事実であります。その趣旨としましては、沖縄3区選出の議員でありますので、沖縄3区の地域、そして大宜味村発展のために共に頑張っていきたいと、一緒に頑張っていきたいとそういう思いで拳を上げさせていただきました。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実は、福祉拠点施設整備事業のことを話しして、今回パイプ役というのを質問した意味は、今村長が言われたような意味になっています。国とのパイプ役に、もともと大臣もされた島尻代議士ですので、国とのパイプ役ということで村長は行政マンですね、政治家じゃなくて行政マンとしてそういうふうにと捉えたのかなと。パイプ役は島尻先生にお願いできるのかなという思いがあったのかなと思いますが、このことについてお答えをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 議員おっしゃるとおり、これまでも幾度となくお会いしています。北部地区の要望事項、そしていろいろな会合の中での懇親会等、たびたびお会いしておりますので、今後とも北部地域の振興、大宜味村のためには国会議員の先生方の力を借りて、スムーズに事業ができるよう、そして地域が発展するようにこれからもお付き合いは大事だということで、つながりを今後とも大切にしていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、③に移ります。

大型宿泊施設、確認します。令和5年度の事業説明、進捗ということで、この事項は令和6年度においてはありません。ということは、この事業については村長もたしか説明会等で3月末、つまり令和5年度で基本協定書を結ぶということをしてたしか聞いております。いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 令和5年度末までに協定書を結びたいというふうなことを発言したと思いますが、その後、昨今の社会情勢が変わりまして、物価高等で建築費用の増大に伴いまして、当初計画していた内容とは違ってくるということで、事業計画の見直し等があるということで締結に至っておりません。そういう状況でございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ということは、令和6年度の各課が主要施策の中にこの件も入ってくるということですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この施政方針の中の各課の主要施策のほうには具体的には明記はしておりませんが、これは継続的な事業ですので、この施策説明会とか施政方針に載せる内容については、経常的なものとか継続的なもの、進んでいるものについては載せられる範囲というのはある程度決めていまして、数量的なもの、大体1課当たり5事業ずつぐらいということで決めておりますので、ほかの関連するもので明記しているものに関しては載せていないという状況で、実際取り組むことはもちろん取り組むことになっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） この基本協定書の項目とか、特に特約事項などを考えておられますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 特にこれがという特約ということではないと思いますが、協定書に関しましてはほかの企業誘致をしている。例えば学校跡地であったり、癒しの森であったりとか、そういったところと同等のような内容ですね。時期がいつ、貸し付ける期間がいつとか、あとは地域との協調というものを主にやりながら、あと工期をどのぐらいに持っていくか。いつ開業していくか。そういったところのものを盛り込んでいったりしますので、地域からの要望等、そういったものを含めながらでありますけれども、例えば今回のものであれば結の浜の文教施設との関連性ですね、そういったところは入れながらしっかり配慮してもらいたいとか、そういったものは入れてございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 12月25日に村長のほうが東京に行って、直接現状を伺いましたということが答弁にありますが、大宜味村側は村長お一人ですか。何名か、課長も一緒に行かれましたか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私を含めて2人です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） それは大宜味村の担当者ですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 担当者ではありません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） すみません、担当者じゃないのを大宜味村側として相手と調整関係をやられたということですか。

（「休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時43分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時44分）

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

12月にコミュニティーバスの導入に向けて国交省へいろいろ大宜味村事情とか導入に向けての情報を収集するに当たり村議会の1名の方の力も借りて国交省と話し合いに行くことになりまして、ついでにその方もルートインの社長との面談には同席しておりまして、私の考えとしては村執行部も、議員の方々も一緒になってこの事業を進めていきたいと、そういう思いで一緒に参加させております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 確認します。

その方は村議とか個人の資格、その方が会社関係を持っていた場合のコンサルタント関係、そういうのも考えられているんですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私はよく存じ上げておりません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長確認します。

村議1人が大宜味村側の代表として村長と一緒に、それは議長でもない、副議長でもない、村議お一人と一緒に相手のほうと調整関係をやったということですね、確認します。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） はい、おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、令和6年度のほうで①です。

結の浜整備工事のほうが予算規模として8億4,000万円、このほうは土木工事、施工管理業務委託等があります。全体計画の訳何%になりますか。大体でいいです。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

全体事業費が12億円から13億円だったと思います。すみません、全体的な資料を今持っていませんので、その中の令和6年度分の予算となります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 確認します。

令和5年度、たしか9月発注の業務があります。令和5年度の進捗状況を確認します。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今年度は設計業務を発注しております。建築に係る設計業務と測量調査ですね、土木に関連する調査を行っております。土木に関連するものは今年度で終了いたしますが、建築に関するものは繰越しを予定して、5月あたりまでの予定をしております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 結の浜海浜公園設置及び管理に関する条例のほうの整備調整ということで令和6年度ありますが、条例関係の整備に向けて進めていくということによろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

海浜公園は公園的な位置づけということで、県の条例にも沿いながら整備をする際には定めなければいけないということになりますので、我々は今、例えば大宜味村結の浜公園ですね、あとター滝の駐車場とかもそういった設置及び管理に関する条例ということで定めていきます。それに伴ってまた指定管理とかそういったものも併せて定めて——それは条例ではないんですけれども、定めて対応していくということになります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 答弁としてもらっておりますが、令和6年度の基本方針の中の、4点の中の1点ということで雇用の確保と定住人口増にということでの項目を村長のほうに答弁してもらいましたが、それ以外に3点ほどあります。このことについて村長のほうで令和6年度政策基本方針の中の政策課題の実現に向けた評価で、この点を言いたいというか、あと4点のうちの1点だけ私のほうで質問をしてみましたけれども、残り3点について、シークワサー関係もあります。そこら辺何か付け加えて村長のほうで答弁できればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

そのほかにはシークワサーの振興ということで、今まで本村は全県で70%の生産高がありましたが、最近では60%ということもあって、ごく最近のデータでは50%を割っているというふうな状況もありまして、このままでは大宜味村のシークワサーがどうなるか懸念しておりまして、再度大宜味村のシークワサーの産地として振興を図らなければならないということで、シークワサーの苗木を育てて、これは農家、あるいは村民に提供できるように取り組んでいきたいということでもあります。

もう1点はコミュニティーバス、これはあくまでも仮称ですが、村内には交通弱者、買物難民ですか、移動難民いろいろ言われておりますが、1人暮らしの高齢者も多くて、非常に生活に不便を来しているということで大宜味村に合ったようなコミュニティーバスの導入ができないかということを検討して、できたら実証実験まで行いたいというふうに思っております。

もう1点は子育て支援と教育の充実ですね。これは先ほどの答弁にありましたように、子供を産み育てやすい。保護者の経済的負担を少しでも軽減するという意味で給食費の無償化等も進めてまいりたいとそういうことでございます。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 令和6年度もぜひとも施策基本方針の下で行政のほうを進めてもらいたいと思います。

ちょっと時間がありますので、すみません、私のほうで、議会は行政のチェック機能だけではないと思います。応援団でもあります。どうか大宜味村で行政の方たちへの厳しい目というのも地域においてはあるように感じられます。ぜひ、事業を進める意味で頑張ってもらって、決まったことは決まったことで進めるように、でも丁寧に説明するというので、今回は塩屋漁港の問題ではもう1回説明会をやるという気持ちが、またそういうふうにあります。どういう問題があるかに対するの答えも、私は第2回に参加したんですけども、第2回的时候は1回目の疑問関係に対して答えるためにということで、担当者のほうで資料も準備しておりましたので、ぜひとも行政に頑張ってもらって、特にまた30代、40代と若い職員が今いますので、この言葉があるんですね、「トライアンドエラー」とか「ダブルバインド」、組織の中でいろんな意味でわだかまりとか、最近公務員の方が辞めていく、県の職員もそうなんです、すごいプレッシャーを感じながら仕事をやっていると思いますが、どうか頑張ってもらってこの大宜味村のために行政の人がリーダーということも十分ありますので、頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） おはようございます。一般質問に入らせていただきます。

世界自然史博物館誘致について。

昨年10月14日、国立自然史博物館誘致シンポジウムが名護市のほうで行われました。村長のほうも参加されていたと思われま。

世界自然史博物館誘致に向けて村としても積極的に取り組んでいくと、これまで何度か答弁していましたが今年度どのような取り組みを行ったのか、また次年度どのような取り組みを行うのか伺います。次に旧道の駅活性化センターの運営についてです。

以前から赤字運営が続いており、令和4年度の決算では5,208,444円のマイナス。令和5年度、6年度の予算を見ると7,000,000円前後のマイナスとなっている。今後の対策について村長の考えを伺います。

次に新たな公共交通の導入について。

昨年末に策定されたデジタル行財政改革会議の中間取りまとめでライドシェアについて、国が規制を

緩和したことで、現在全国複数の自治体で一般のドライバーが自家用車を使って有料で客を運ぶ「自治体版ライドシェア」の実証実験が行われている。公共交通空白地である大宜味村でもライドシェア導入に向けて取り組めないか伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

自然史博物館誘致に向けての取り組みでございますが、直接的な取り組みは行っておりません。昨年12月とありますが、これはちょっと間違いですので削除をお願いします。昨年名護市民会館で行われたシンポジウムへ参加しました。次年度においては、村民への普及活動を行ってまいりたいと考えております。

旧道の駅活性化センターの今後の対策につきましては、2階ホールなど、施設の使用数をどのように増やしていけるか、また、管理運営の手法について検討していく必要があると考えております。

村としては次年度に交通のニーズ調査と実証実験を予定しております。議員提案のライドシェアについては、総合事務局の運輸部と意見交換をさせていただいたこともあります。今後導入が可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。先ほどのシンポジウム前日に設立準備委員会の代表理事の岸本先生、あと事務局の方と議長をはじめ数人の議員でお会いする機会をいただきました。そこで地図上ではありますが、候補地の紹介などをいろいろ前向きな意見交換をすることができました。

その中でまず、村内で機運を高めるために、まずのぼりを立てようということになりまして、国道沿いにある事業者にも協力してもらい、議員と民間事業者との間で村内の機運を高める取組などを行ってきたわけですが、先ほどの答弁で普及活動を今後行ってまいりたいということがありましたが、どのような活動を行うのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この国立自然史博物館ということになりますが、この内容につきましては、まだ村民がどういったものなのかというのがなかなか知ることがない。隣の国頭村や県が主催するシンポジウム等もいろいろ行われておりますが、関係する皆さんが参加しているような状況であったと思います。それを大宜味村民が知るということはどうにするべきかということを考えておりまして、我々も職員としてもなかなか具体的な内容を知ることがありませんでしたので、今回のシンポジウムにまず参加させていただいたこと。その前日の、私も同席させていただきましたので、そういった内容をしっかりと勉強させてもらいながら、ちょっと近い内容になるかもしれないんですが、まず沖縄県と連携してチラシの内容を使っていいかどうかとか、そういったことから村民へ全戸配布をするなどして周知をする。また、観光関係でいろんなもので説明会などがあると思いますし、また、ツーリズム推進協議会であらゆる団体を網羅した団体がありますので、そこで周知していく。そういったところでまず自然史博物館の必要性であったり、どういったもので目的があってつくったほうがいいという内容の、今の県の取組など、そういった状況を周知していければと、まず周知のほうから始めていくということが大事ななと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。先ほどポスターとかのぼりとかとあったんですけども、県がつくっている部分と設立準備委員会がつくっているポスターというのがあるんですけども、そちらのほうがどちらかという使いやすいのかなというのがあります。のぼりのほうも、この意見交換会の中で、自分たち大宜味村の中でも事業者の普及啓発に協力したい気持ちを持っている業者が結構いるよということを伝えると、それならばということでのぼりを数枚いただくこともできたので、その辺、県とももちろんですが、準備委員会との意見交換とか情報交換が必要になってくるのかなと思います。あとはもっといいような感じの事業の話もあったと思うんですけども、それはなぜなくなったのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

その事業については、アドバイザー派遣事業という内容になっていたかと思います。それは総務省であったかと思うんですが、そのアドバイザー派遣で、今の設立準備委員会のような方々の専門部分で今自然史博物館の取組について全国的に活動している皆さんが、その皆さんを派遣して大宜味村で誘致活動の、まず周知の活動とか具体的内容を、計画を立てていこうという内容で事業を組もうと、当初予算の計上はさせていただきました。ただ財政の調整状況の中で、この事業については特別交付税措置ということで、まず最初は単純に一般財源の中で動くということになります。なのであとで特別交付税の措置があるかどうかということになりますので、今回、財政課長も隣にいますけれども、一般財源を確保する上で数億円足りないという状況が当初ありました。まず、一般財源のみの事業は見直して、削って、できるところからやろうということで確認させていただいた内容になっております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。この自然史博物館の事業については、今後、復帰60周年に向けて2032年の開館を目指しているということでありますので、本当に今からでも積極的に取り組んでいかないと大宜味村に誘致するのはだんだん厳しくなってくるのかなと思います。なので積極的に取り組むことは大宜味村の今後の未来のためへの投資にもなってくるのかなと思いますので、今回予算が上がっていなかったのを見てちょっと残念に思いました。ですが、まだまだ、今できること、先ほど課長がおっしゃっていましたので、我々議員も一緒に取り組んでいけたらと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、次に活性化センターの運営についてお聞きします。次年度から給食費の無償化など義務的経費はふくらんでくると思います。令和4年12月の定例会で村長の答弁の給食費の無償化をするために様々な予算を節減して無償化に対応していきたいという答弁がありました。今後、この活性化センターは今年11月に築25年目になりますが、今後老朽化に伴い維持管理、修繕、改修など支出がさらに多くなってくると思われませんが、その財源についてどうするのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この活性化センターの赤字の内容というか、運営の内容になりますけれども、議員の質問、500万円ほどの赤字ということでの御指摘になっていて、この決算からして、収入のほうでは施設の使用料と光熱水費を受けております。それが230万円ほど。支出のほうは人件費も含めて維持、電気料とか修繕費を合わせて六百五、六十万円ほどとなっていて、450万円ほどが令和4年度の決算で赤字という形に

なっています。その中の大きなものが人件費ですね、活性化センターは使用許可に基づく使用ということで運営がされておりますので、改善センターとかそういったところと同じような形ですが、その管理の人件費が300万円から400万円の間で動いているというところがあります。なのでそこが大きいんですが、実際2階のホールの使用率がかなり低くなっております。そのホールの使用をどうやって上げるかということで、まず収入を上げるということを目指さなければいけないのかなと思っていることと。あと、運営の中で運営手法を使用許可に基づくものと、賃貸であったりとかそういった議論がこれまではされてきましたが、コロナの状況で今いる方々であったり今後入ろうとしている方々に大きな影響を与えるということがありまして、今は見送った経緯がありますので、今後その運営手法についても財源確保の意味でも見直しは今後必要かなと捉えてはおります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） こちらに予算書もあるんですが、議事録にも残したいので、この活性化センターでの使用の収入ですね、各ホール——ホールというか食堂とか販売所とか、そういうものの細かい部分をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

活性化センターの予算書でいくと13款1項6目1節1細節建物使用料になります。そちらのほうで152万9,000円を今回歳入を計上しております。アリーナホールについては、これは平均値です。時間によって、条例で定められているんですが、7,500円掛ける10回、特産品加工室、これは結構多くて、ジャムをつくったりとかいろいろやっているものがありまして、年間50回を見込んでいるもので15万円ほど。1階食堂は3万6,510円、売店が2万8,800円、2階喫茶店が2万1,537円、販売所がAというところがありまして、7,000円、販売所Bが1万500円、あと今入居している皆さんが倉庫を使用した場合ということで、申請があればそれを貸出ししている状況で、月4,337円、これは全部月ですので、アリーナホール、特産品加工室以外のものは月ですので、月で12月掛けて152万9,000円となっております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） この活性化センターの延床面積が1,035㎡となっていると思いますが、駐車場も含めて大体どれぐらいの㎡数なのかが分かればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

大変申し訳ないんですが、今資料がございませんので、正確な数字等は分かりませんので、後ほど資料を提供したいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 単純に4倍以上の面積になるのかなとは思っていますが、大宜味村公共施設等総合管理計画というのを見させていただいたのですが、代表者の基本方針の中で施設コストの維持管理、運営コストを縮減するというのがあります。その中でPPP/PFIなど民間活力を活用し、機能維持、向上させつつ改修、更新コスト及び管理費コストを縮減するというのがあります。このPPPなど民間活力を活用してというのがあるんですが、その辺についての検討とか今後やるのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

PPP/ＰFIとかそういった民間事業所と連携した形でやる内容については、新庁舎を建設する前も勉強させてもらっていたり、ただそれは導入を見送ったという経緯もあります。あと活性化センターにつきましては、その手法ではなくて指定管理者制度ということで、以前平成10年か11年ぐらいにも指定管理者制度で社協が指定管理を受けたことがあったかと思いますが、今回道の駅の機能がやんばるの森ビジターセンターが建設されるに当たっては、今後この手法も検討しなければいけないということで、検討はした経緯がございます。ただし、先ほど答弁させていただいたように、ビジターセンターに移行する時期にコロナになったということがあって、今すぐ民間活力の指定管理者に移行してしまうと、今入居している方々が厳しい状況になったときに継続できるかということの心配がありましたので、そこは見送った経緯になっております。今後、今のような質問も含めてですけれども、賃貸物件とするか、普通財産に切り替えてですね、ということも議論があって、そういったことを今後検討していくということになっております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 財源についてですけれども、結い基金からも充当されていますよね。この内容を見てみますと、産業の振興に関する事業ということで活性化センター管理費に300万円ほど充当されています。この300万円が多いか少ないかということですね。ほかの部分を見てみますと、シークワサー振興の産地振興協議会の補助金を、それぞれ300万円ぐらい。産業の振興に関する事業費ということ、幾つかあるんですが、結構平均より上なのかなと思いますので、そこもどうなのかなと思いますが、この件については今後いろいろ議論されていってほしいなと思います。次に移ります。

次に新たな公共交通の導入についてですが、活力ある地方を創る首長の会という団体があります。村長お分かりかと思いますが、沖縄県からは石垣市長、浦添市長、豊見城市長、南城市長、竹富町長がこの会員になっております。自治体ライドシェア研究会を開催しているそうです。それで石垣市のほうではライドシェアのタクシー不足解消のために導入に向けて動き出しているようです。先ほどコミュニティーバスについて前向きに考えているという話があったんですが、大体買物とかに使われる予定なのか。その利用のニーズ、どの辺を考えているのか。ちょっとライドシェアとは違うんですが、コミュニティーバスについてどのような利用方法、例えばどこからどこに届けるのかというのを考えるのかをお聞きしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

今、議員が御質問されている内容を特定して自分たちが実証実験をしようというところではなくて、この地域、年齢層もありますし、いろんな方々のニーズ調査であったり、それを踏まえて実証実験を行おうということなので、買物だけとか、あと病院とか、単なる移動だけであるとか、その辺を特定することなく、いろんな村民のそういうニーズがあると思いますので、その辺の調査をしっかりと、そこに実証実験まで絡めていければというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあそれでは、そのサービスを有償で行うのか無償で行うのかについてお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） その辺に関しても大宜味村的な考えで、大宜味村型で考えていきたいと思

いますので、その辺も両方踏まえて考えていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 例えば、もし無償とか、あと実費でガソリン代程度をいただいて行うのであれば、それは有償には当たらないようです。なのでどこかに届出するかそういう範囲内ではないので、村の考えの下でそういうことはできるようになっているとは思いますが。

例えば私が言っているライドシェアについてですが、今村長の答弁の中で交通弱者の話がありました。交通弱者というのは免許を持たないお年寄りだけではなくて、例えば我々も夜お酒を飲むと車の運転ができなくなります。なのでタクシーを呼びたいんですが、1時間待たないといけないということがたびたびあります。なので村全体を考えてこのライドシェアというのは今後必要になってくるのかなと思っております。それで、大宜味村地域公共交通会議というのがありますよね。設置要綱はありますよね。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

地域公共交通会議は現在ございません。ですから、今村長がおっしゃったコミュニティーバスの計画であったり、今議員がおっしゃるライドシェアであったり、そういうところの地域公共交通会議、いろんな事業者、村民もそうですし、事業者であったりそういう中でそういう議論する場というところが今ございませんので、そこのほうも踏まえて地域公共交通会議の設置も行っていないといけないと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 平成20年9月30日、大宜味村地域公共交通会議設置要綱というのがあるんですが、これは何ですか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時22分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時24分）

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 大変失礼しました。私の本当に無知なところで申し訳ございません。

先ほど議員が申し上げた地域公共交通会議というのは確かに存在しますので、その中でまた議論をやっていきたいなというふうに考えております。昨年大宜味村において、久々にバス交通会議をやったんですけれども、その中でコミュニティーバス等に関してもニーズ調査を行い、実証実験まで行って大宜味村においては何が必要であるのかというのを実証しないとけないということでありましたので、それを踏まえて令和6年度にその調査、あと実証実験までをやっていきたいと考えております。今議員がおっしゃるライドシェアに関してもまだ確定的なところではないと思います。6月に国土交通省はある程度の指針を出すとは言っているんですけれども、まだこっちのほうには通達というか、その辺のところはありませんので、そこまで来ると、またこちらの村といたしましては検討していくべきではない

かなというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ちょっと質問を変えないといけなくなっただけですけども、交通空白地であれば自治体とか、あと公共的なNPOとかそういう団体が実施主体になって、自家用有償旅客運送ができるというふうになっていると思います。高齢化や過疎化が進む地域ではライドシェアが新たな地域公共交通として、今着目されているわけですが、交通空白地という定義ですが、公共交通空白地や交通不便地域とも言われ、具体的には駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のことを指しているというのがあります。

しかし、この一定の距離というのは定まっていなくて、定義されていないんですよ、空白地というの。例えば国土交通省の地域公共交通確保維持改革事業費補助金交付金要綱、この中の、例えば半径1キロ以内にバス停があるところとなっているんですが、もう一つ、国土交通省地域公共交通づくりのハンドブックの中では都市部では半径500メートル以上、地方では半径100メートル以上とか、この資料によって定義がまちまちとなっているんです。

それでもう一つ、活力ある地方を創る首長の会、この中の交通空白の定義というのがあるんですけども、この中の交通空白地の定義が原則タクシーが走っていない地域、あと時間帯となっています。大宜味村は個人タクシーはありますが、タクシーの会社はないのでこの交通空白地にもろに当たるのかなと思っております。面白いことにコミュニティーバスなどでは大宜味村から出ることができますか。多分できないと思いますけれども、このライドシェアでは大宜味村から、例えば名護市、病院とか買物に行くのに使用するじゃないですか。帰りも着地が大宜味村だったら利用できるんですよ。なのでとても便利な仕組みなのかなと思ってます。

じゃあ、この自家用有償旅客運送を導入するに当たって、地方公共交通会議、先ほどの大宜味村の会議がありますかということだったんですけども、そこで2か月程度協議して、なお結論に至らなかった場合、この協議内容を踏まえ首長の責任において判断できるとなっています。どういうことかという、つまり村長がやりますと言えばできるんですよ、これは。道路交通法は最近頻繁に変わっています。ライドシェアは今後全国的に広がってくるんじゃないかと結構言われていますが、河野太郎デジタル大臣がいますよね。その大臣が守るべきは規制ではなく、国民の移動の自由だとおっしゃっていました。ぜひ村民の移動の自由のために、ぜひ村長この辺を取り組んでいただきたいと思いますが、最後に答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 村長の前に、一応事務方として。今議員が提案しているのは非常にいい提案だと思いますので今後検討していきたいと思いますが、令和6年度において先ほど来申し上げているように、ニーズ調査と、あとは実証実験も含めてそうですけれども、その中においてライドシェアという部分もいろんな検討事項として入れて検討していければというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） ライドシェアについてですが、私の認識では4月1日からスタートすると、これも都市地区でスタートするというので、過疎地域は特例で認められる地域があるかもしれませんが、総理も6月をめどに議論してちゃんとしたものをつくっていききたいということでもありますので、6月にはちゃんとした法整備がされると思いますので、それを踏まえて、そしてさらにコミュニティーバスと

絡めて今後対応させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 過疎地域こそこのライドシェアが私は必要だと思っております。検討をよろしくをお願いします。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時32分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時40分）

◇ 新 崎 悟 一 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に7番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） これより一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず新しい年がスタートしてまもなく、能登半島での地震と津波が発生しまして、これにより甚大な被害に遭われた方が多数いらっしゃいます。このたびの能登半島地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興をお祈りしています。

また、このたびの地震では結の浜にホテル建設を予定しているルートインのホテルや従業員の方々が被災され被害を被ったようです。ホテルは何かあったときの避難所にもなり得ます。結の浜にホテル建設の際には、万が一被災に遭っても強いホテルを造ってほしい。安心して避難できる場所になるよう、村も協力して災害に強いホテルにさせていただきたいとお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

1. 大宜味村歳入について。

大宜味村の人口が3000人を切ったと報道があったが、以前お伺いした、村債約50億円の返済計画について、真摯に考えなければならない時期に到達したと考えており、執行部が今後どのようにしていくのかを伺います。

①村債というのは村が事業を行うためにした借金だと思いましたが、民間であれば借入を行うばあい、事業計画書を作成して、その中に返済計画も盛り込み借入れを行うと思いましたが、このような事業計画書を作成してから借入れを行っているのか。お伺いします。

②民間での事業計画とは、その事業を行うことで、今後どのくらいの売り上げが見込め、どのくらいかの経費が掛かり、どのようなサイクルで返済していくことで、どのくらいの利益が出てくるかを出すのですが、村は公共事業ですので事業単体で見た場合売り上げというのはとても見えにくいと思いますが、民間でいう売り上げは、村で言うなれば一般財源だと思います、即ち村民の利便のために村が事業を行うことにより、村民が利便を賜ることにより、生活環境がよくなり、それに伴い収入が上がり、それにより村税収も増加するものであると考えておりますが、村は今後一般財源を増やす政策をどう行っていくのか、どういうことをやると、一般財源が増えるとお考えなのか。お伺いします。

③今時代は変化し、強い高度成長期の日本ではなく、頑張っても未来に不安がある時代になっており、

時代が移り変わっているなか、村としてもその時代の流れを読み、政策や行政システムを改革していく必要があると考えるが、村民ファーストの行政システム、即ち村民、未来の村民が生活しやすい大宜味村にするために政策、行政サービスを改革してもらいたいのが今後このように、村民及び未来の村民のことを考え、行政運営をしていく考えがあるのか。お伺いします。

2. 産業の振興について。

①村は企業などに公有地を貸し出したりするさい、審査を行ったり、議会の承認を得るなどの手続きを行っているが、審査後、議会の承認後の貸し出した企業の業績確認や、履行状況等の確認、追跡調査を行っているのか。お伺いします。

②一般財源の増加には産業の振興や、企業誘致が不可欠であると考えますが、今後の産業の振興をどのように行っていくのか、また企業誘致する場合どのように企業との信頼関係を構築していくのか。お伺いします。

③観光を取り入れた産業の振興について以前質問し、進めて行きたいとのご答弁を頂いたが、今後の計画策定などはどう進めて行くのか、現に動き始めたことがあるか。お伺いします。

3. 学力について。

① 令和5年3月31日 国立大学法人福岡教育大学による令和4年度文部科学省受託事業「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」の研究成果報告書によると、両親の学歴、年収、年齢が学力と関係があるとの研究報告結果であるが、このような実情の中において、大宜味村で児童、生徒の学力を向上させるための方針はあるのか。お伺いします。

②児童数の減少について今後どのように増やしていくなどの具体的な考え・計画はあるか。伺います。

③一般財源の税収アップには収入のアップが一番効果的であると考えます、それをするためには産業の振興などで村民の収入を上げることも大事ですが、将来の税収アップには現在の児童生徒の収入も上げる必要がある、それには厚生労働省の「令和2年賃金構造基本統計調査」からもわかるように、学歴を上げることが必要であるのは明白である、教育委員会としても児童生徒のため、また大宜味村のためにも学力を向上させる必要が求められていると思うが、どのようにお考えか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

①の村債を借り入れる際の事業計画書についてですが、村債を発行する際は、まず県に事業の内容や事業費等を記載した起債計画書を提出し、起債協議を行い、借入の同意を受け、金融機関等へ必要書類を提出し借入を行っています。

②の一般財源を増やす政策についてですが、一般財源を増やすためには、人口の増加や地域経済の活性化、行政の効率化など、様々な取り組みが必要です。そのため、第5次総合計画及び第2期総合戦略に掲げた政策を着実に実行していくことが必要だと考えます。

③の未来の行政運営に関しまして、村においては、現在DXを推進しているところですが、ようやく一歩を踏み出したくらいでございます。デジタル化を推進することにより住民サービスがより効率化され、サービスの向上に繋がることだと考えております。

次に産業の振興についての質問の業績、履行状況等の確認など追跡調査につきましては、進捗状況の確認、雇用数などの調査を行うものがあります。また、現場を訪問し、直接確認するなど行っており

ます。

ただし、全ての事業には行えていない状況ですが、今後、効果検証のためにも、確認すべき内容も整理し確認作業に取り組んでまいります。

企業との信頼関係をどのように構築していくのかについてでございますが、企業を誘致する際には、村の条件等を盛り込んだ要項や、また、相互に確認する協定書や契約書に基づくものを基本として信頼関係の構築が図られていくものであります。

観光を取り入れた産業の振興につきまして、現在本村では、第二次観光振興基本計画を基本に取り組んでおります。将来像として3つ掲げている事項では、1つめに交流人口の増加、就業機会の拡大につながる観光振興、2つめに、リピーターを大切にす観光振興、周遊観光、滞在型観光の振興としており、やんばるの森ビジターセンターなどの整備もありますが、企業誘致として宿泊施設、農業、水産業なども連動させる振興に取り組んでいるところです。

今後の産業振興を見据えて、塩屋湾の周辺利活用に関する調査やネット社会におけるSNSを活用した情報発信の方策について取り組んでいるところでございます。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 学力についての質問にお答えします。

①については、大宜味村学力向上推進全体構想の中で、重点目標や推進目標、学力向上推進方針を掲げ、学力向上に努めているところです。

②については、第2期総合戦略に掲げた政策を着実に実施していくことで、児童数の増加にも繋がると考えています。

③については、社会に出て多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成する学力向上を推進していく必要があると考えています。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ありがとうございます。今回の一般質問では3つの質問をしているのですが、趣旨は1つです。どうしたら大宜味村を財政豊かですばらしい村にできるのか。執行部の皆様に質問を通して村民の方にも考えていただけたらという趣旨で質問していきます。

今、村民の方々がいろんなところで企業に優遇し過ぎているのではないかと、伝統文化を守らなければならない。自然を守らなければならない。交通弱者が出ているがどうするのかとか、村民の人口が減っている。このままだと村債が返せなくなり子供たちが逃げ出すんじゃないかなど、村民はいろいろ懸念しております。ではこのような中、どうやって村債を返していくかということをもまず第一に考えなければならないことであり先ほどの質問をしたんですけれども、村債をどのようにお考えになっているのか。村債とは民間でいう借金です。多くの村民はこの借金を将来村民が返していけないと考えているように思います。まず村債をする理由と村債を返さないといけないのはどこなのか。誰なのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

まず、村債についてでございますが、村債というのはもちろん借金ではございますが、ほかにもただ借金ということではなくて、住民の将来ですね、今現在住んでいる住民だけではなくて、将来利用する

世代間でも公平に負担していくということも含めて、現世代と後世代の負担の分割を可能にするということでの意味合いもございまして、この施設を利用する年数、耐用年数というものが建物にありますけれども、この年数を起債することによって利用する年数の方々を分けて負担をしてもらうという意味合いもございます。

それから地方債については、大宜味村のほうは過疎地域のほうに当たりますので、基本過疎対策事業債というものを活用させていただいております。こちらに関しては、以前からほかの事業の件でも質問のほうもございまして、交付税措置というものがございまして、1億円を例えば借りた場合に12年間で過疎債のほうは償還するんですが、この12年間のうち最初の3年間は据置期間ということで利子だけを支払います。残り9年間で1億円を借りた場合は約1,100万円、200万円ぐらい返済していくんですが、その毎年支払う償還金に対して7割交付税で村のほうに入ってきます。そういう有利な起債の方法を活用しておりますので、今現在、この償還金が将来住民の負担となって返済できなくなるというような見込みは今のところございません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） すみません、今の答弁難しいです。分かるんですけども、ちょっと難しすぎるので、もうちょっと単純に、役場が返していくのか、あと村民が返していくのか、その辺もう一度伺います。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

もちろん基本的には役場のほうから支払いはしていくということではありますけれども、もちろんその中で収入として税金とか、村民からいただいたお金も含めて支出のほうは出ていく分はあるということで理解いただけたらと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そうですね、村債を返すのは基本的に役場です。村がいる歳入から村債の返済をしていくので、村民が直接返すことではないのですが、歳入が減少していくと特別会計のところの水道事業とか下水道事業などの一般財源からの補填がなされている部分が少なくなることによって、水道代が高くなるとか下水処理料が高くなっていくとか、公共施設の修繕ができなくなるとかの損益は村民がかぶっていくことになる。なので村民が直接返すものではないけれども、公共サービスの質が低下して間節的に住民に被害を及ぼすものだと思います。よく一般家庭の借金返済の場合、無駄な電気を消したりして余計なお金の支出を抑えようとすると思いますが、村の場合はどのような考えで返済の計画をお考えになるのでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

この起債というものは各事業単位で借入れを行っておりまして、議員おっしゃるような一個一個の事業に対して、この事業をするためにほかのところから幾ら経費削減するというものではなくて、この一つ一つの事業に対しての返済というのは、もちろん全体的な予算の編成作業の中で歳入歳出の予算のバランスが取れない場合は全体的な経費削減というのはもちろん見ていくんですが、この地方債の償還金のために個別に事業を削減することは今のところやっておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 一般企業であれば、売上げを伸ばそうとか、売上げを維持しながら無駄な経費の削減などをします。村では歳入を上げる努力と減少させないようにしないとイケないと思うんですが、村では歳入は売上げではないので、村民から徴収している村税や国から出る国庫支出金、県からの県支出金など歳入は21項目ありますが、私はこれは大変だなと思っていたところですけども、何が大変かというと、民間でいう売上げを伸ばすという努力はとても簡単で、何かサービスや商品をいっぱい売れば売上げは上がるのです。どうしたら商品が売れるのかだけを考えればいいんですけども、これが歳入に関しては21項目もあります。21項目それぞれの金額が入ってくる算定方法があり、その算定方法をしっかり、どうしたら算定額が上がるのかをそれぞれで考えていかなければいけないと思います。

その中で、例えば地方債の算定方法はどのようにされているのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

地方債の算定については、基本補助事業の裏負担分というものがメインとなりますが、この補助対象事業費の、例えば8割が補助金であれば残り2割について10万円単位で地方債を充てるという計算になります。ただ、地方債によっては残りの2割を100%地方債に充てられるものもあれば、その残った2割のうちの7割を地方債で充てるといようなものもありますので、その借り入れる内容について起債のほうは行っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私の質問の趣旨とちょっと違っているのですが、修正させていただくと、普通交付税の額を算定するときには基準財政要領額から基準財政収入額を引くと算定できるというふうになっています。じゃあ基準財政需要額とは何かというと、法定単位費用掛ける測定単位、測定単位とは国勢調査のときの人口を件数で掛けたものから基準財政収入額を引く、基準財政額とは標準的税収見込額に基準税率75%を掛けたものというので決まっていきたいのですが、普通交付税額を上げたいと思うと財政収入額を増やさないとイケないから財政収入額を減らしたほうがいいのかという考えもあるんですけども、基本的には国勢調査の人口を増やすことにより基準財政需要額を増やすことで普通交付税額を多くすることができるということにもなります。歳入の地方交付税を上げたければ村民を増やすことが一番大切ではないかと思います。村民の減った今、すぐに地方交付税が減るかということではなく、国勢調査が行われるまでは減らない。次回の令和7年10月に国勢調査が行われますが、それ以降減る可能性があります。なので近々にも令和2年のレベルまで人口を戻せば今のままの地方交付税を維持することができると思います。

このように村税収を増やすためには、あと村民税とか固定資産税、軽自動車税、たばこ税、それぞれの算定方法の理由を考えて増やす努力をすることにより、村民税の税収が上がる。例えば村民税収を上げる方法を考えるなら村民の所得を向上させる。村民を増やすなどがすぐに思いつくと思います。村の税収を上げるために所得を向上させる。村民を増やすためには村行政のどの課が担当になるのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

税収を増やすためには先ほど議員おっしゃるとおり人口増加のほうが必要となってくるかとは思いますが、その人口増加をどうするかということが、これまで定めております第2期総合戦略、そちらのほう

で人口をいかにして増やしていくかという計画を立てておりますので、こちらは1つの課でやるということではなくて、それぞれの村内部の行政各課において実施していくものとなっております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） まさにそのとおりだと思います。全ての課が税収アップのために頑張らないと税収アップにはつながらないと思います。多分以前は交通の便や通信や物流の便が悪かった。一昔前だったらなくなくサービスの悪いところでも住み続けなければならなかったのが、今の時代は交通の便としては1時間半もあれば那覇まで行けるとか、電話も村内通話と内地との通話も料金が変わらないなどとても便利になってきています。不便さを感じるようなところよりも便利なところに移り住むのがとても簡単になっている。だからこそ大宜味村の行政サービスが悪いと思ったら少しでも行政サービスのよいところに移住していると思います。村外からの移住者が多いのに村民が増えないのは、村内から外に出る人がまた多いということだと思います。なので住民サービスを行っている全ての課でサービスを充実させていくことが必要だと思います。あと税収アップ、村民の増加を手取り早く実現できる課は産業振興課や企画観光課だと思いますが、企業誘致を行えばそこに雇用が生まれ収入も上がり村税収も上がる。

そこで、どんどん新規の事業者に来てもらったほうがよいと考えますが、今の本村の現状は企業誘致や協力が失敗しているのではないかとということが散見されていると思います。公共施設貸し出しなどで追跡調査をしているのかと質問したのは、条件に当てはまらなくなった企業には退いてもらい、新しい業者に来てもらって新陳代謝を図ったほうが村の利益になると思います。また、そのほうが企業も自主努力をしていけるものだと考えます。いろいろ事業計画書などを提出して公有地を借りたりしている既存の企業があると思いますが、その中で当初の計画どおりにいない事業所はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

当初の計画どおりにいない事業者ということで、この数字については正確というかこれができていない。基本的には全てにおいて全てが賄えているという状況ではないと思います。ただし、やはりその目標に向かって努力しているところはしっかりと確認をされていて、それ以上に頑張っているところもあると思います。ただ、条件の中に村民の雇用とかそういったことを盛り込みながらやっているところで、例えば賃貸工場であったり、あとはビジターセンターであったりとか、そういったところではなかなか当初の目的どおりに進んでいないとかというのももちろんございます。うまくいっているところといえば、予定以上のところで例えば喜如嘉小学校ですね、いろんな事業者が入ってきて雇用が生まれたり、また今後も生まれてきそうな状況があるというところもあたりしますが、また今後そういった企業誘致、村長の施政方針にもありますけれども、そういった中で次年度の施策の中に企業誘致をして雇用の増を進めていくという取組を予定しているところです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 事業者の中には家賃未払いの事業者もあったと思いますが、村の歳入からしたら微々たる金額かもしれませんが、先ほども話した歳入とはいろんな項目から少しずつお金を積み上げていってつくるものです。いうなれば1円の積み重ねで成り立っているので1円でも歳入に影響のあることだと考えて、1円の歳入も漏らさず大切にしてもらいたいと思います。先ほども言った今月末まで

に未納分を全額払うという話の事業所は全額払ったのか、払う見込みがあるのか、払われない場合いつまでに退去し、未納分の支払いはどうなるのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

その事業者との調整が先日行われているんですが、実際まだ全てのものは納められておりません。予定の中で進めてきたものですね、ある程度納められてはきているんですが、ちょっと足りない部分がありましたので、そのことで調整をして、今後契約に基づく手続を行うかどうか議論中でございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 以前も言いましたが、賃料は村民の財産なので払わないときの村民への責任は誰が取るのかとか、その辺もよく考えていただきたいと思います。また賃料だけではなくて、村が出している様々な補助金、助成金についても、ただ出し続けるのではなく、早く補助金、助成金がなくとも自己収入で運営していけるようにすぐになっていただきたいと思います。それは次の企業や団体に補助金を回すことによって新規事業者が参入できやすい環境ができる。それは本村の産業振興のためにもなると思いますので、今後は既存の事業者への安定した運営に積極的に村のほうも指導協力などして、次の新規事業者が入ってこれやすい環境をつくってもらいたいと考えますが、どのようにお考えになるかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 産業の振興についてですが、もちろん企業誘致も積極的に図らなければならない。この事業者が村外から村内に来る場合には大宜味村の条件、大宜味村に魅力を感じて事業者も来ると思いますので、大宜味村が企業誘致しやすいような環境整備、そして何よりも村民が輝く、元気がある、活力がある、そういう村に事業者のほうも来ると思いますので、村民の内側から魅力ある、皆が元気で、そういう村に企業は進出してくると思いますので、そこら辺も含めて対応してまいります。

村内には既存の事業者もたくさんあります。小規模事業所等もありますので、その既存の事業者についてもしっかりと村ができることは対応して、大きな事業者も小さな事業者もそれぞれが発展していくような支援を今後も検討して講じてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

次、学力についてに移りますが、学力もまた歳入に関係することを認識していただきたいと思います。学力を上げたところですぐに顕著に歳入が増加するわけではないんですけれども、様々な調査結果から収入と学力が関係あるとのデータは顕著に出ています。歳入を上げるためにはやはり学力を上げる必要がある。

福祉教育大の報告によると、学力と両親の収入も関係するから、学力を上げるためには両親の収入も上げなければならない。両親の収入に関連するのは産業振興課と企画観光課がメインだと思いますけれども、教育課はその他の課と連携を図ったりしながら子供たちの学力を上げることができると思うかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

確かに学力向上のために教育委員会としてはいろいろ施策を行っているところですが、今現在

も各課との連携というのには行っております。例えば総合学習とか地域学習の面で各課、例えば産業振興課のシークワサーの係を講師として招いて講話していただいたりだとか、企画観光課の観光係などを講師に招いて村の観光について話をさせてもらったり、そういうことで学びをさせていただいておりますので、今後もそういうことは続けていくということで教育委員会は考えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私は両親の収入も関係するだろうけれども、一番大切なのは両親が勉強、学習の大切さを子供たちに伝えるかにかかっているのではないのかなと考えております。教育委員会などから保護者に対して勉強や学力の大切さを教える機会などをつくれぬのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 確かに保護者がどれだけ子供の教育に関心を持って関わるかということは、とても学力向上に大切なことだと思っております。教育委員会においては、保護者の意識を高めるために講演会ですね、例えば保健の面からの講演会、それから学力向上の面から講師を招いての講演会を保護者向けに行っているところでございます。それから私も教員しておりましたので、この学力と沖縄県が何で低いかということでもずっと関心を持って取り組んでおりますけれども、もちろん収入とも関係あるんですが、しかし、そうじゃなくても今できるということは、やはり低くてもつながりの格差というものもあるんですね。つながりによって要するに保護者も、地域の方も子供の学力にとっても関心を持って、皆で育てるような環境をつくっていけば、どんなに収入が低くても効果が上がっている学校もたくさんあるんです。

だから今後、今言ったように保護者の関わりを含めて、地域全体で子供と一緒に大人も、もちろん保護者も地域の方も子供と一緒に学ぶような体制、コミュニティースクールの設立に取り組んで一緒に学力向上について考えていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員、質問時間が残り少なくなりましたので簡潔に質問をお願いいたします。

○ 7番（新崎悟一） そういう取組をなさっているということなので、ぜひこれからも続けていっていただきたいと思っております。

あと気になるところで、両親の方針で学校に通わせていない子供がどうもいるというような話も聞いております。しかし、義務教育ですので、子供たちには平等に、一律に素晴らしい教育環境の中、健やかに成長していただきたいと思っております。

また、村外からも大宜味村の自然豊かな環境で勉強させたいという声もよく聞きます。なのでそのような学校づくりを今後していただきたいと思っております。そうすれば、今児童生徒の数も減少しておりますが、増えていくのではないかと思います。やっぱり大宜味村の未来を背負っていくのは子供たちですので、その子供たちには文武両道でやっていただきたいと切に思っているところです。

ちょっと時間があるので、歳入が増えればいろんな事業の負担金も準備しやすくなり、できる事業も増え、それが村民もまた利益を被ることになります。それが多分正のスパイラルだと思うんですけども、今後、各課の垣根を取り払っていった皆さんで大宜味村をよくするというふうな方向で行政サービスを行っていただきたいとお願い申し上げて、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 以上で7番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 0時21分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

◇ 大 城 邦 彦 議員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 早速質問していきたいと思います。

1. 根路銘区河川の清掃等について。これは根路銘川についてであります。

根路銘区内の河川内に雑木等が生え茂り、環境が悪化している状況です。現在の根路銘区は年々人口が減少し、多くが高齢者であることから区内の環境整備も大変苦慮している状況です。それでも定期的に草刈りや伐採など区内の環境整備を継続しているが、特に河川内の草刈りや雑木の伐採など、若者も少ないことから区民での環境整備が困難な状況であり、村で環境整備を実施できないか伺う。

2. 結の浜北側海岸の防潮林等の整備について。

結の浜北側における海岸には防潮林等がなく、北風が強い時には波しぶきが飛散している状況で、現在すすき等が塩害により枯れ、みすぼらしく荒涼とした風景をさらけ出しています。

村長は議員時代の令和1年9月定例会で、結の浜の安根側から北側にある海岸の防潮林の整備について質問され、さらに令和2年9月定例会でも、同じく早期に事業を進めるべきと提案していたが、村長になった今こそ事業を進めるべきと考えるがどうか伺う。

3. スクールバス専用車庫設置について。

大宜味小中学校は海岸に接し、台風や強風の影響が強く、日常的に波しぶきをかぶっている状況です。スクールバスは屋外に野ざらし状態での駐車のため、塩害により錆の腐食が早く発生するリスクが大変大きいことからバスの車庫設置を進めるべきと考えている。

令和2年3月定例会において、スクールバスの車庫設置等について一般質問したが、当時の教育長から財政側と十分調整をして検討するとのことであったがどうなっているか伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

本村が、管理している法定外河川は、各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで、環境整備がされております。

法定外公共物機能管理については、村内全域で相当な数の法定外公共物がある事から、慣習的に地域住民や利用者により健全な状態が現在まで保たれております。

村としては利用者によって機能が保全されているものについては、機能維持の範囲内で軽微な補修などを行っております。

今回の根路銘川は、砂防指定もされており、減災の観点から浚渫などの事業ができるか検討してまいります。

防潮林等の整備についてお答えします。

就任当初、北側の防潮林、残土の処理を含め業務調整を行いました。

防潮林の整備については、補助事業として行うには、それを守る建物等が必要になるもので、現時点では、補助事業を導入しての整備は厳しいとの考えに至りました。しかしながら、土壌改良や植樹活動を地域と一緒にできないかなど、検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） スクールバス専用車庫設置についてお答えいたします。

スクールバス専用車庫設置については、4台の車庫を整備するとなると、用地の確保が課題となっており、現段階で車庫整備については、厳しいという認識であります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、塩害による錆のリスクも大きいことから、運転手による、日々の洗浄をこまめに行うなどの対応を引き続き行っていきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） ただいま村長から1番のほうありましたが、ここは沖縄県北部土木事務所によりまして、土石流危険渓流に指定されております。私がちょうど家の前から約100メートルほど、15センチほどの木が何本も生え茂って、ここに物が、枯れ葉とか木や草がかかると水があふれて住宅内に流れる危険性もあります。そういう中で平成6年に私住宅をつくったんですが、その次の年、あと40センチで川が増水するほどの水が流れて危険な状態になりました。それでこの河川の木々をちゃんと取って、この物がかかって災害が起こらないようにというのは非常にいつも気になっております。ただし、先ほど説明したように、高齢者、私もやがて70歳に近いんですよ。私の下60歳代の男は3名しかおりません。そういう現状の中で、河川の中は切った場合に川から上に出さないといけない。そういう作業も含めて非常に限界に近い状況であります。ですから人口減少だけでなく、各集落の中には高齢化が進んで、こういう維持管理もできない状況にあります。ですから先ほど村長が言ったように、法定外等いろいろ言われておりましたが、普通河川の中でも指定されている場所ではないというのは分かっておりますが、こういう現状が今大宜味村にはありますので、予算があるときでもいいですから、梅雨時になるといつ何時、今回は干ばつで非常に水がないんですが、一気に大雨が降って災害が起こる可能性もありますので、その辺は木を切って片づけるなり、浚渫でなくても木が生い茂っている状況で、ここに物が引っかかるよという状況が非常に見られますので、その辺ひとつ可能かどうか、減災の意味でも検討できないのか。木の伐採だけでもできないのか、村長どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 本村には多数の法定外河川があります。主流なもので大体22か所ぐらいはあるのかなと思っています。限られた予算の中で状況を確認したら災害想定に応じて優先順位を決定しながら実施していきたいと思っています。

それと河川管理などの補助メニューというのがありません。今、緊急浚渫推進事業債というのがあります。こちらのほうが活用できるか沖縄県と相談しながら今後やっていきたいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） たしかに普通河川は13河川ありますよね。いろんな状況がありますが、やっぱり災害減災を村長はうたっておりますので、ちょっとした河川での危険度を把握して、見て、地域内か

らもこういう対応ができないという現状にあるわけですから、我々も若くてたくさんいれば村に力を借りなくてもできてきたんですよ、今まで。ただ、本当に限界に近い状況に、限界集落に近い状況にありますので、その辺は補助であろうが何であろうが、いろんな予算を確保して危険度の高いところからできる範囲で対応していただかないと非常に厳しいのがありますので、どうかこの辺は理解してやっていただきたいと思います。

そしていろんな河川の中でも、津波などもそうですが、床上浸水があつたりするんですが、私根路銘の場合は今のところ700年前にあつたきり、そして今の河川工事の護岸ができる前は床上浸水が実際にあつた事例があります。そういう中で、やっぱり根路銘の区民も危機感を一応持っているものなので、この木をどうにかしたいということで区長にも私話をしましたが、今の区民の中ではこの辺対応できないということで、役場に多分相談に来たと思います。それほど今この地域としては非常に厳しい現状にありますので、どうにかいろんな予算の確保とか、先ほど課長からもありましたが、ぜひとも現在、そういうものを含めて、見て、回って、危険を感じているのであれば、ぜひとも対応の方、今すぐ明日あさってでなくてもいいですから、検討のほどをよろしくお願いしていただきたいと思います。この1番については、いろいろ課長からもありましたのでこれだけにしておきます。

続きまして、2番についてであります。結の浜の北側ですね、よく皆さん通っていると思います。北風が今吹いてちょうど波しぶきが道まで上がってきている現状があつて、ススキ、これは除草剤でもかけたのかなと思うぐらい枯れているのが、塩屋の安根橋から南側は青々としておりますよね。この差が本当に寂しいというか何というか、活気のなさが見えるような現状があるんですよ本当に。

そこで村長もおっしゃっていましたが、補助事業だけでなく何かアダンのあれを、補助事業でなければできないのかもしれませんが、村長、もう2回もあの周辺の環境整備、ススキの整備、見苦しさ、その辺たくさんを村長が令和元年と2年にたくさん言われておりました。これは私、前々からこの件も非常に気になっていたのもう一度見直しましたが、やはりその辺は植栽について、防風林、木を植えても1年、2年では育たない、10年、20年かかるということをおっしゃっておりますので、ぜひとも、結の浜というのは北側も南側も、物ができてから木を植栽しようとしても間に合わないというのを村長も言っておりました。本当にそのとおりでと思います。

現状も観光客もたくさん来るし、そういうみずぼらしい現状がススキやあの状況に見当たりますので、その辺もぜひとも植樹をしていただけないかなと。今少し土を盛っている状況ですが、何らかの方法として検討を今、できる方法は何かないでしょうか。村長もう一度。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

議員おっしゃるとおり、私も議員時代から結の浜の北側は早めに防潮林、防風林を整備しないとけないということで、整備してもその機能が発揮するまでには10年以上かかるということで、早めに整備する必要も感じておりましたし、見ていて非常に荒涼として見た目に悪い。世界自然遺産にも指定されている中でそのような状況は非常に目立ちますので、早めに何とかしなければならぬということで事業を検討していたんですが、内部のほうに物がないと補助事業は導入できないということをおっしゃいましたが、しかし、何らかの形でできないかいろいろ知恵、工夫を凝らして早めに防風林、防潮林を整備するように取り組んでまいりたい。その際、また村民を抱き込んで村民みんなのできるような方策とか、補助事業に頼らなくても何かできるものはないか等々含めて、この防潮林、防風林の整備は推し進

めてまいりたいというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 今村長がおっしゃったように、補助をやるにはやはり建物がなければできないということですが、あの場所はちょうど塩水が、根路銘との境目の北側から波がバンと上がって、常に塩害が発生している場所なんです。昔はずっと農協の集荷場のほうまで海だったものが、そこだけ埋めてしまったものですから、直接岩場に当たって跳ね返るということで、塩害のとにかくすごいころなんです。北風もすごくて。その辺何らかのアイデアを出し合って、できるものを検討されて、北側から来たときにみすばらしい状況がありますので、その辺を村長がおっしゃったとおり何らかの形をとってすばらしい景観地にさせていただきたいと希望して、私はこの件については終わりたいと思います。

3番目に教育長にお尋ねしたいと思います。

令和2年でしたか、私質問したんですが、この車庫についてはなぜ言っているかといいますと、常に塩害が飛んでいる状態で、新車の車がもう錆が出ているような現状にあります、聞いていますこれは。ですから私は個人的に家に車庫もすぐ造りました。どれだけ違うかということ、中古の軽トラックですよ、本当に何年もたったもの。それを50万円で買ったのが12か年もちました。車庫に入っているのと入っていない違い、隣近所の方は同じ金額で4年、5年ももたない現状でありました。だからこれだけ野ざらしにするというのは、公有財産がどれだけ傷みが出るかという現状というのは私よく分かるものですから、車庫を造るにも大きなお金がかかりますので、それも非常に大変であるなというのは重々分かります。ですから、もし学校内に造るのであれば、学童のクラブの前あたりの、今ちょうど空き地になっていますので、その辺にせめて大型バス1台だけでも入るような現状があればかなり、あれは特に洗浄も非常に厳しいんですね、大きいものですから。その辺もできるし、場合によれば学校内にバスの駐車場を造るんじゃなくて、別の場所に駐車場を確保して、運転手がそこへ出向いて朝学校の時間に間に合わせていくということも可能性としてないとは言えません。そういう車庫というのは補助事業があるのか、その辺も兼ねてお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、別の場所とかそういう面は今後検討させていただきたいと思います。

補助メニューがあるかどうかについては、ちゃんと調べたことはないんですが、恐らくメニューはないというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それと令和2年に私高圧洗浄、私もあっちでバスの運転手やっていたものから、水道のホースでやってもなかなか塩が固まって落ちにくいんですよ。それで高圧洗浄で、名護あたりに行けば安くで売っていますけれども、それにホースにつけてやるだけでもかなりの圧がかかりますので、この辺の購入もやってくれということをお願いしたんですが、いまだにされていないと。塩害があるのに車庫もできない。洗浄するためにバスの運転手たちは実際に時間がありますからできるんですよ。特に車は表面上より底のほうから錆が出てくるんですよ、車というのは塩害で。その辺高圧洗浄も補正などで対応できるのか。その辺も教育長ひとつぜひともお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

購入に関しては予算が伴うものなので、そこはまた財政課とも調整をしながら検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 高圧洗浄といっても、私3回ぐらい壊れて、今も使っているんですが、大したお金かかりませんので、ちょっとした補正ですぐできます、これ。2万円もあればいいのが買えますからね。そういうことで公有財産の塩害のあるあの場所で車庫を造らないんですから、ちゃんと塩害を防げるような、洗浄ぐらいはできるような、それぐらいは大した問題ではないと思いますので、早めにこの辺は検討をぜひともお願いしたいと思います。

一応、私が聞きたいのはこれだけですので、今言ったことに対してはせめて前向きな検討と、高圧洗浄については早めに補正して対応できるように財政とも協力していただきたいと思いますので、今回はこれだけで終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 美和子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） これより一般質問を2点させていただきます。

1. カラキ活用推進プロジェクトについて。

カラキ活用推進プロジェクト調査により（平成31年2月22日）、「カラキの特産品開発・村内における加工施設検討とあります。検討の視点で、1、生産効率の向上、カラキ農家の収入の向上がありました。生産性を増やすため優良苗を増殖し育て、農家へ配布しています。そこで伺います。

①加工施設の検討について、現在どうお考えを持っているのか。

②配布した苗の生産体制が整った後の販路はどう考えているのか。

2. ICT授業について、一部訂正して質問いたします。

今年、施策説明会での、No.30、「ICT支援員を学校へ配置し、教育のICT活用場面での支援などを行い、ICT指導力の向上を図る。また児童生徒の使用する端末の活用支援などを行い、情報教育を図っていく」とありました。その後、オンライン授業は可能になりましたでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

①については、加工施設の検討については、現在行われておりません。今後、カラキ農家組合等の団体から要望などがありましたら内容を精査して検討してまいります。

②については、販路については、カラキ農家が出荷するカラキ葉と加工品の二つの販路があります。一つ目のカラキ葉の販路については、各農家が自主的に販路先を確保することだと考えていますが、これまで配布したカラキの生育状況を考慮しながら、カラキ協議会と農家と一緒に話し合っただけで検討してまいります。

二つ目のカラキ加工品の販路につきましては、PR事業を活用し、県内外でのイベント等でカラキのPRや商品の販売促進を行ってまいりました。今後は生産農家・加工業者も一緒になってカラキのPRや加工品の販路促進を進めていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） ICT授業についてお答えいたします。

令和3年度よりICT支援員を配置し、GIGAスクール構想による1人一台端末を活用した授業展開を行ってきたところです。ご質問の件については、令和3年度及び令和4年度にオンライン授業を行った実績もあることから、可能であります。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 加工施設の検討は現在ないというふうに伺いましたが、配布した苗は令和元年から5年まで配布されています。令和元年だけで約2,800本、台風で枯れているものもあると思うんですけれども、そろそろ農家から収穫できる頃になっています。葉を収穫して農家が独自で販売するにはすごく限界があると思いますので、できれば村内のどこかにカラキを集めて粉末加工などをする施設を造っていただきたいなと思っております。

カラキ活用推進プロジェクト調査では、一次加工開発、二次加工開発マーケティング、商品開発戦略、推進体制などカラキの強みを生かした開発戦略結果の報告がすごいものがあります。その結果を無駄にせず次につなげるための補助事業を何かないかと思っています。何かよい案がありましたら教えていただきたいです。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

今のところカラキの加工施設の補助事業というのは、今見当たらないんですけれども、村長が答弁でおっしゃったように、ちょっと遡りますけれども、平成28年から令和4年までに一括交付金でカラキの苗を増殖して1,500本余り、33名の方に配布しているわけです。実際は葉の収穫は、美和子議員とはちょっと考えが違いかもしれませんが、大体その配布された苗の葉が収穫されるのがあと三、四年後、令和9年か10年ぐらいだと我々は認識しているんです。そうなった場合にその3年後、4年後を見据えたときに、我々カラキ協議会というのがあるじゃないですか、美和子議員も一応会員でありますので、カラキ協議会は8名からなる会員でありまして、うちが事務局になりますので、カラキ協議会と配布された農家と集まって、今後のカラキの生産体制とか販路先とかそういった話合いをする場をやりたいと私は思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 村長の施策方針にありました大宜味村独自の付加価値の高い商品開発という、村長のお考えがあると思いますので、私は農福連携がよいのではないかと考えています。大宜味村の様々な課題、高齢化で担い手不足であるシークワサーにも生活困窮者の就労、あと不登校、社会参画を実現する取組です。村の重点事業である福祉拠点事業につながるかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

商品の独自開発ということですが、やはり私はカラキは大変将来性のある有望な産業だと思っておりますし、現に高校生もいろいろ加工品開発して、いろいろ賞も取っておりますし、村内でもカラキに関する製品も出回っております。去る1月の産業まつりにおきましても、カラキの製品、カラキの木を見て、愛知県の蟹江町の観光協会の方がぜひカラキを利用した製品開発をしたいという申出もありまして、

内外から非常に注目されております。そういう意味で村内の農家にカラキの苗を配布して、それが成長していくとさらに大宜味村の産業につながるだろうということで、今後につきましては、先ほど答弁したように農家とまた話し合いをしながら加工場ですか、それができるかどうか等も含めて検討していきたい。

いずれにしてもカラキは非常に内外から注目されておりますので、村の優遇産業だと思いますので、村としてもできる限りの支援をさせていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 次にICT授業の内容を教えてください。学校で取り組まれているeライブラリーとかあると思うんですけども、どのようなことをしているのか教えてください。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、1人1台端末の導入に当たって、日々の授業の中でもその端末を活用した授業が展開されています。また、電子教科書ですか、その辺も導入されてきていますので、その辺でも活用しているし、また総合学習、地域学習の中でも例えば小学生であれば、その端末を持って外に出て、観察でチョウの写真を撮ったりとか、そういう形でも活用されておまして、またICTの役割としては、日々の端末の維持管理、保守的なものも見ておまして、授業の中でも端末を活用した電子黒板を活用する場面が日常で当たり前ようになってきていますので、その中で先生方の授業支援としてICT支援を活用したり、先生方のICTの研修であってもその支援員が研修の講師として活用されているところであります。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 御説明ありがとうございます。

今、御説明いただいたのは学校内での事業の中だと思うんですけども、宿題とか中学生になるとタブレットでeライブラリーというものにインストールしたものを家庭学習とか宿題ですね、そういったもので取り組まれていると聞いたんですけども、小学生ができていないか分からないんですけども、その中で学校の授業を動画などで録画して、学校に行けない子も後から見られるという方法ができないかというのが希望です、私としては。また、全児童に対しても後から見返すということは予習、復習にもなると思いますので、そういったことができないか。学校に行けない子のタイミングもあって、オンラインの授業があったとしてもその時間で学ぶことができない、それに向かうことができないことが多々あるので、いつでもタブレットとかを開けば授業が見られるという方法を考えていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 御質問にお答えします。

まずこの授業の録画というのは、今すぐにはこの場では答えることはできないんですけども、持ち帰って学校、またICT支援員などに話をさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ぜひできる方法を検討していただきたいと思います。

もし、その方法ができるようであれば、アプリや何かにログインしたときに出席扱いになるような制度も今後検討していただきたいです。何かそこに取り組めたことに対して出席扱いができれば、行けない子にとってはいいのかなと思っていますので、そこ御検討いただけたらと思います。以上です。答弁

いただきたいです。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 今の質問にお答えしますが、今多様な学びと、いつでもどこでも学べるということで、文科省のほうから心プランということで、不登校児童生徒に対する支援の在り方ということで、学びをいろんな形で補償してあげようということが言われていますので、できるかどうかはまた学校と相談しながら、一応はそういう方向性になっているので、できる可能性が高いと思います。今のところは学校と相談してから前向きに対応していきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2時36分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 始めます。1. 透明性・将来の展望の持てる対策について。

(1)結の浜地区大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に続き、地域水産物供給基盤整備事業の住民説明会で、国指定重要無形民俗文化財塩屋湾のウングミ行事への影響、騒音、悪臭や集落の浸食に対する反対や疑問視する声がある。

村政は、何よりも村民のためでなければならない。隅々に光を当て村民の声を拾い、村民の声が届き、村民と一緒に内外に誇れる輝く大宜味村を目指す。そのためには、村民に信頼される透明で公正・公平な村政を築くため、各種事業を展開するに際しては、目的や根拠を明確にし、説明責任を果たしながら、村民の理解と協力を得ながら進めていくことを施政方針としている。

しかし、三つの事業は、無理難題を押しつけて強引に事業を推進している。施政方針と矛盾を感じるが説明を求める。

(2)県所有の根路銘の教員住宅を、村立こども園の保育士確保の対策の一環として、村長と一緒に県へ要請等を検討しているとしているが、どうなっているのか説明を求める。

2. 特産品の振興等について。

(1)村は、平成15年に田港1043番地（他7筆）を購入して、自治法規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例を制定し、村公有財産規則第3条に基づく土地及び建物の行政財産台帳に記載している。また、建物についても、財産台帳11特産品（シークワサー）加工施設、外壁防水修繕及び内部塗床塗装修繕及び財産台帳225旧パインアップル集荷施設（蕎麦組合）と記載された公共用財産である。

前村長は、「シークワサーの安定生産等の支援と農業の促進」を村民の願いと夢の実現を訴え、具体的な政策では、「村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000～4,000トンの生産が可能なことから次のような政策を推進する。①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の

設置を図る。②生産、流通、加工等に関わる人材の育成を図る。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の一元化、価格の安定を図る。」と選挙公約をしている。

しかし、前村長は任期間際の令和4年9月22日、「沖縄振興特定事業推進費補助金の認定証明（天然繊維産業創出・交流拠点整備事業）」を同日付で起案、決裁、完結し、9月30日には、田港1043番地（他5筆）を、普通財産貸付契約書を株式会社フードリボンと締結をしている。

村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図るとしていたことが、なし崩しにされている。公共財産は住民の利用させる財産であるのに、普通財産と偽り農民や村民を欺き、一企業に貸付を認めることができるのか。また、何故そうなったのか具体的な説明を求める。

3. 安心・安全な住みよい環境づくりについて。

(1)台風2号の影響で喜如嘉ヒンバー森の崖崩れが起きたので、村に「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」の制度を活用しての災害対策を求めているが、過去のヒンバー森崖崩れの経緯等から森全体を災害対策の対象と捉えるが、進捗状況はどうか説明を求める。

(2)2017年に前村長が先頭になり私達大宜味村民はこれまで、戦争に繋がる一切を認めず、平和な国際社会を築くことに誇りを持ち暮らしてきた。「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を謳った日本国憲法は、私達大宜味村民が平和で文化の香り高い豊かな村づくりに取り組む基本である。「命どう宝」を再認識し不戦への誓いを新たに、未来がある子孫への贈り物として、ここに日本国憲法9条の碑を役場構内に建立している。村立診療所では、天皇制を象徴するような掲示物については、私達村民の平和主義の村づくりの取り組みを脅かすものである等の質問を昨年12月議会の一般質問をしたが、再度質問をする。

診療所の基本理念である「皆様に信頼され心ある診療所」を実現していくためには、利用者の声を聴き、これを当院の運営に反映させ、幅広い理解と協力を得ることが重要である。このため、「ご意見箱」を設置し、利用者の皆様からより多くのご意見いただくとの「ご意見箱」が撤去されている最中、村民から指摘がある掲示物について、村立診療所開設者の村長としてどのように考えているのか。また、管理委託契約期限は令和6年3月までとなっているが、どのように考えているのか具体的な説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

1つ目の質問に関し、私は村長に就任後、施政方針を基本に各種事業を進めてきており、無理難題を押しつけて強引に事業を推進しているつもりは毛頭ございません。矛盾も感じておりません。

（2）については教育長から答弁させます。

特産品の振興等に係る質問についてでございますが、これまでもケレス沖縄へ普通財産として貸付けを行っており、フードリボンも同様な扱いで普通財産で貸付け契約を行っております。普通財産が妥当とした判断については、貸付け場所が施設等ではなく土地が更地であることや、ケレス沖縄の契約も普通財産での貸付け契約を行っていることによるものであります。

普通財産と偽り、農民や村民に欺いた行為を行ってはおりません。

大宜味村普通財産貸付事務処理要領によると、第3条（貸付けの原則）（4）村長が特に必要と認めた場合とあることから、前村長は企業に貸付けを行うことを決定しております。フードリボンに貸付け及び認定した理由は、村の課題であった企業の誘致や雇用の確保及び、未利用農産資源の付加価値化に

よる農家所得の向上を図ることについても事業目的にあるため、貸付け及び認定を行っております。

喜如嘉のヒンバー森に関する質問について、前回の一般質問で答弁しましたが、県の事業において調査をお願いしているところがございます。なお、県に問い合わせたところ採択ができるよう新年度予算に計上しているとのことでした。県において予算が可決されましたら調査が行われることと思います。

掲示物につきましては、思想、表現の在方、考えかたなど、ひとそれぞれ違うものと認識しており、受け取り方もひとそれぞれかと思えます。

議員のご質問につきましては、ご意見として受け止めさせていただきたいと考えております。

管理委託契約期限につきましては、現在の医師と令和7年3月31日までの管理委託契約を締結して運営しております。契約期限後の対応等につきましては、委託契約に基づき、医師との調整を行ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 根路銘の教員住宅の件についてお答えします。

根路銘の教員住宅の件については、県担当者へ要請の日程調整を行ったところ、要請ではなく、まず担当者間で話しをさせてほしいということでありましたので、今月の22日に県へ伺い、話を行うこととなっています。

あと、安心・安全な住みよい環境づくりの中でアンダーラインについては、教育長の見解を伺うということがありましたので、このアンダーラインの件に関しましては、学校は公教育の場でもあり、子どもたちへの指導内容については、「日本国憲法」「教育基本法」「学習指導要領」に則って指導を行っています。引き続き「国民主権」「平和主義」象徴天皇制などについての指導を行ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の（1）、村長の答弁では無理難題を押しつけて強引に事業を推進しているつもりは毛頭ございませんとありますが、これまでに結の浜地区大型施設及び結の浜海浜事業について、ウミンチュからの要望とかいろいろありまして問題視しておりますが、特に今回は地域水産物供給基盤整備事業の住民説明会であったことですが、この説明会ではウングミの行事に支障があるんじゃないかとか、そして臭いがある、騒音がある。特にそういう問題と、また浸食するんじゃないかとそういう問題があつて、今まで地域住民に話し合いもなくそういうことでいきなり上げられていると。事業が。そういう問題が私は無理難題を押しつけて強引に事業を推進しているんじゃないかということを申し上げていますが、もう一度その件についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この事業についてはですね、もちろん全くゼロから村民と話し合いをしていくのではなくて、ある程度村としても基本的な考え等を示して、その後に地域住民、村民からの意見を聞いて、それを踏まえて様々な事業者、漁業関係、地域の住民の方と調整を図りながら事業を進めていくということで、私は村民に丁寧な説明をして、村民の意見を取り入れて今後も引き続きこの事業を進めてまいりたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この3つの事業で海人の会が30名ほどいると言っていましたか。しかし、第5次総合計画の中でこの漁業センサスから出されたものについては、平成20年、25年とも就業者数が11名、

9名、平成30年には10名だというふうなことになっているけれども、急に多くなっております。それでこの地域はやんばる国立公園に指定内の中ではありますが、漁港の浚渫については制度的に環境アセスメントは必要ないと言われているけど、養浜事業とか浚渫についてどのように思っているかお答えください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

この塩屋漁港で航路の浚渫も予定しておりますけれども、環境関係の分は別にしなくてもいいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ないと言っているけれども、必要があると思いませんか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 今、私が思っているのは、必要ないと感じております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 前にも指摘しましたけれども、ビジターセンター前の海岸、そして塩屋橋の付け根から旧塩屋小学校の間に浸食しております。それでその関係か分かりませんが、水産費の漁港建設費の中で、緊急自然災害防止対策事業があるんですよ。その因果関係とか、制度的には国立公園内であっても漁港内の航路浚渫については制度的に環境アセスメントとかをやらなくてもいいような抜け道があります。そういう意味でもこの関連ですね、私たちが気にしているのは、浸食するんじゃないかと。普通だったら、自然災害だったら災害で事業を取るべきものだけど、私はあの集落内が災害が起こっていたら、集落内みんな堤防が決壊して集落にも影響を及ぼすんじゃないかということで、補助事業を取ろうが、災害の事業を取ろうが取らなかろうが、緊急にすべきだと思っています。そういうことで50センチもまたそれをさらうということは大変な問題だと思います。これは漁港を設置したときには、あなたも当時の担当者に聞かれたということで私も聞きました。そうしたら、この漁港は5トン未満といえど、今のところに造ったら後は使えなくなる漁港だということで、県の担当課長にも指摘された。理由は北風がどんどん吹くから浅瀬に掘って航路造ると埋まるのは当たり前、よそから流れて。この繰り返し繰り返しずっとやるのかと。さらに5トン未満でさえそういうことを言われているのに、19トンの船があるからということで、さらに航路を浚渫してやると。災害のことがこれだけ東日本大震災、能登の地震もあったし、こういうことを考えた場合この地域に、村長言われたけど強引に進めているわけでもないと言うんですけれども、こういう問題、今ルートインも説明あったんですけども、能登にこの施設を持っていると。また物価高騰でいろいろ問題があるというふうな状況の中。また海浜についても前は根路銘で中心的にやっていたのが、ルートインからの要望もあってそれが合致して今のところになっているけど、実際塩屋湾の今いろいろ水質調査をやるとか環境調査するとかいろいろ言われているけど、塩屋湾は静穏だということもあるんだけど、よどんで一番汚れている地域だと私は思っています。そこに海水浴場をつくるということと、それから今住民説明会があった臭いが大変だと。それをどんどん増やしてね、せっかくの塩屋湾、またこのウングミのこんな貴重な財産がある中で、この3つの事業をね、私は無理難題があるんだと思っています。それを今止めて皆で検証すべき時期に来ていると思っていますんですけども、村長いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 事業の推進について、計画に基づいて事業を進めていきたいと思ひますし、我々が生活していく上で自然に働きかけて、何らかの形をつくって、より価値の高いものをつくり上げて私たちが生活しているわけですし、現実社会からずっと自然というのはやっぱり同じじゃないです。人類が生活、経済活動を営んでいくためには何らかの形で自然の働きかけを変えて、それに価値を生み出して経済活動をやっていくと。これは永遠に続くものでありまして、そういう観点からして大宜味村民は自然に働きかけてより価値の高い、付加価値の高い施設等を整備して今度進めていかなければ、まさに大宜味村は取り残されかねないということで、やっぱり時代に合うような政策は進めていくべきだとそういうふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 午前中もありましたけれども、国立自然博物館を沖縄にと。この中でなぜ自然史、私たちは新型コロナウイルス感染症の脅威を体験しました。そして世界中で想定外の大きな地震や台風などの自然災害も頻繁に起きています。人間の勝手な振る舞いに対する自然のしっぺ返しだと思いますか。人間は自然の一部だけ見て、自然に対する十分な配慮なしで、自分だけの社会をつくってきたのです。今こそ自然とはどんなものか学び、私たち人類と自然との関係を見いだす必要があります。自然は天地宇宙、森羅万象、存在する一切のもので自然史とは自然の姿と、その歴史のことです。自然史を研究することで人類が地球とともに生き続ける可能性を大きく広がります。こういうことを今、誘致しようという中で、この国立公園で環境アセスメントをやらなくても進められるという状況で、本当にこの時期に、今私が言っている3事業を進めるべきかということいろいろ聞いたんですけども、いい方向性は聞こえませんでしたけれども、もう一度考えてもらいたいと思ひます。では、次に入ります。

2番の（1）、シークワサー加工施設のときに普通財産だということと言っているけど、行政財産台帳を取ったらちゃんと行政財産に明記されているけれども、その矛盾はどうなっているか答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

確かに情報公開で議員が取られて御承知のとおり、台帳上は行政財産のところに載っております。しかしながら、その性質から言っても、議員が以前から取得したときに公有財産としてUCCから、上島珈琲から取って買取りをした。確かにそのときの台帳がそのまま残っている状態であります。しかしながら、公有財産というのは基本的に議員も御存じだと思うんですけども、公有財産とは庁舎、支所、研究所、職員住宅とか公共用財産、学校、公民館、公園、図書館、市場、病院、道路、それ以外のことを普通財産ということで御認識いただいていると思うんですが、私どもの認識としてはシークワサー加工所を造っているところと、あと駐車場、そこのところを行政財産として捉えております。確かに台帳上はそうなっておりますけれども、基本第三者から見てもこれは普通財産であろうと。草が生えて、更地になっておりましたので、そこは普通財産の考え方が妥当であろうというふうに認識をしております。もう一つ、最初村長から答弁がありましたように、ここのケレス沖縄、前は石垣島サプライですけども、そこが指定管理を受けたときにも普通財産で貸付をして、議会の承認を得ております。そのときにも全会一致で普通財産の貸付で議員の皆さんから承認を得て、その普通財産の貸付を了解していた

だいております。その辺を御理解いただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の説明、全くなっておりません。私も臨時議会で反対したんですけれども、これは反対すべきじゃなかったなど。ちゃんと蕎麦組合の契約の関係、中身が、この件名が財産無償貸付ということだったので、この財産台帳をとって、ちゃんと財産台帳に載っていました。それが調べられなくて私は反対したんですけれども、先ほど将来に向けて、今使われていなくてもこれは行政財産なんだという位置づけなんです。先ほど私が最初一般質問したときに、将来そういうふうの前村長はやっていくということを姿勢を示しているわけだから、それで裁判もあって、裁判あったときにどういうふうに和解案が出て、その後広報に載っているのは、大宜味村のシークワサー生産農家の生産意欲の喪失が高齢化しつつある農家の安心、安全への影響が憂慮されること。東村において農産物加工施設が平成21年度供用開始で進められています。同施設には本加工場と同等のシークワサー加工処理能力も含まれております。両村の施設運営管理者が相互連携、調整取れて生産農家と安心を得る観点から、21年度までに解決する必要があると。そして今後、特産品加工施設の運営については早期に指定管理者の管理運営に移行し、適正かつ効率的な運営を促進し、安定した経営条件整備に努め、生産農家所得の安定につなげますということを言っているわけですよ。何で行政財産として登録しているものに普通財産としてやったというのは、執行部も議会も反省すべきだと思っています。こんなちぐはぐにされて行政財産と言う意味がないんじゃないですか。答弁を求めます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

今、議員がおっしゃっているのは、議員も多分普通財産の貸付けで了解を得て、予算も通って、全会一致でやられているというのを認識していただきたいと思います。行政財産ということではなくて普通財産の貸付けで、7万円で貸し付けますよというところを議員も認識して、了解して普通財産の貸付けでオーケーしたと認識しております。議員御指摘の、土地の売買からかなりの年数がたっていますけれども、今日も業者と相談したんですけれども、やはり議員指摘のとおり、台帳はしっかりすべきではないかと。議員指摘のところも私ども事務方の不備も一部は認めなければいけない部分もあるのかなと思うのですが、今後決算に向けてその台帳の整備もしっかりして、行政財産、普通財産、しっかり区分けしてやっていきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私も認めたんじゃないかということ、私も認めたから反省しています。それは当たり前のように戻すべきだと思っています。それから同じように、東村のシークワサー加工施設はこの間議員研修で研修に行きました。10倍の1,500トンを取り扱っているそうです。大宜味村は今のところ150トン、同じく本部が今度800トンを目指すと言っています。この違いが大宜味村の振興の妨げとなっているということは執行部も議会も反省しないとイケないと思います。それで今度事業するシークワサーのロット事業ですか、その事業との関係がありますけれども、積極的に解決していい方向に行くようにやっていただきたいと思います。

それから最後になります。診療所の問題で、今説明されたんですけれども、管理者として矛盾感ないかということやっているんですけれども、前回村長にお聞きしたんですけども、そういう話が聞かれずにやっています。診療所からいろいろ上げられてきたんですけれども、本当に寄贈物一覧表とかい

ろいろあるんですが、名歌に触れて、そしてこの中の中段にあるんですけれども、今の世にありながら、遠い祖先と感情の世界を共有することができるのです。この世界のどの民族も、どの国家にも到底想像もできない比類のない世界に私たちは生きているのです。右のような心で診療所の受付に名歌を掲げています。この歌は民族主義で差別的なことをやっているんです。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。

○ 8番（吉浜 覚） それで私たちが構内に掲げている9条の碑、その文言と相反することになっていると思います。それで本当に昭和天皇の畏敬とかこの歌とかですね、相反することですので、この趣味の範囲とかそういう範疇ではないと思います。村長、開設者として、また意見箱の関係も話していただけませんか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村立診療所ですね、大きな目的は、村民の健康、安心して医療が受けられるように体制をしっかりとすることだと思います。掲示物等については、それぞれ人考え方があります。よし悪し判断はそれぞれの個人に任せられるべきもので、診療所の目的、これに沿った経営がなされていれば、私はいいのではないかと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私たちは現憲法を主張しながらやっているわけですが、あの歌とか、昭和天皇を掲示するということは戦前を回帰するということ、民族主義、今言われているウクライナの戦争とかパレスチナでの戦争とか、そういうものを誘発するのに多様性を認める。私たちが戦前の問題を回帰するようなことはやめていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） やっぱり人それぞれ考え方がありますので、誰が悪いということは断定できないと思います。繰り返しますが、診療所というのは村民の健康、そして安心して、安定して医療が受けられるような仕組みづくりが最も大事なことでありまして、仮に無医村になるようなことがあってはならないと思いますので、これは総合的に判断して診療所の先生に任せております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 納得できません。いい方向で考えてください。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（大城佐一） 次に6番 前田 孝議員の一般質問を許可します。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 本日最後の質問になりますけれども、今しばらくお付き合いのほどお願いしたいと思います。

村道における街灯電気料金についてお伺いいたします。

本件につきましては、昨年12月定例会で質問いたしました、可能な限り調査をして3月議会で対応させたいとの答弁でありましたので、再度質問をいたします。

12月定例会で提起いたしました、その後の各区における調査結果と、村道管理者として電気料金の村負担について、道路法や地方財政法等を検討した結果、どう対応されるのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

道路法の村道としての道路管理の照明ではなく、あくまでも防犯灯としての設置という認識には変わりはありません。議員指摘の行政が電気料金を支払うべきとの見解ですが、「村が施工したLED防犯灯取替工事の際に、工事完了後においては、責任を持って区において適切に管理します。」との承諾書もございます。また沖縄電力との契約も各区においてなされておりますので、これまでどおり各区においての支払いをお願いしたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 12月に質問したときには、各区との承諾書や計画書等があるかと言ったら、ないと思いますという答弁があったんですよ。それが出てきたわけですね、それじゃあ。それはLEDの工事の際のものでしょう。それ以前からのものはないわけでしょう。この街灯のものはずっと前から、道路整備したときからずっとそういう街灯の件があるわけですよ。LEDで電気料が軽減されてきて、これからやりますと、承諾しますという、その承諾書があるならばそれを提示してください。どうなっているのか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 道路に関しての工事の施工承諾書ということではなくて、工事施工承諾書というところで少し読み上げたいと思います。「大宜味村が施工するLED防犯灯取替え工事のため、各区の字が入りまして、所有管理する既設防犯灯設置箇所の土地について工事着手を承諾します。なお、工事完了後においては責任をもって適切に管理します。」ということで、各区の区長のLEDの工事のときの承諾書がございます。ただし、これは本当に申し訳ないんですけども、今探していたんですけども、3工区全てのところでのものが承諾されているということではなくて、担当が変わって、後半の部分に関しては承諾書が探せない状況でありましたけれども、基本、第2工区までは承諾書が取られている状況であります。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私はこの承諾書が取られていることは、今日この場で初めて聞いているんですよ。区の代議員もやっているんですが、一言もその中でその話を聞いたことがないです、現在。それでこういうふうに質問をしているんですがね。

それで私、国頭村のある議員に電話で問うたところ、国頭村は村が負担しているんだという回答をいただいたんですよ。その辺は調査されていますか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

私も調査しました、東村も。ただし、全てではないと思います。ある集落の一部分だけの補助をされていると認識しております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それはどういうふうに国頭は補助しているかは、私もそれは聞いていないんですよ。ただ、やっておりますという返事しかなかったものですからね。

それで今後ですよ、村は、地方財政法も私指摘しましたけれども、その地方財政法を読んだときにど

のように感じているんですか、皆さんは。地方財政法を検討しているときに。12月定例会では地方財政法、結局住民に負担をさせてはならない経費の問題等を私が提起したわけなんです、その地方財政法を押さえたときの見解をお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 12月議会でも地方財政法において指摘を受けて検討しましたけれども、我々の見解としましては、地方財政法の範囲には当たらないということで通常の皆さん方の受益者負担という形で捉えさせていただいております。それがもし道路管理者、村長が発注して、それが道路の管理に関するもので、それを怠って住民からその使用料を取るといことと、ただいま言うような地方財政法にも抵触するのかなと思うんですけれども、今、私どもの見解としては、その地方財政法の抵触には当たらないというふうな見解でございます。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは地方財政法の改正に伴っての昭和35年7月19日と昭和35年5月22日付ですか、その地方財政法を改正する経緯について、税外負担については直接であろうと間接であろうと住民に負担を転嫁してはならないという自治省の通達、これについてはどう判断するんですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 先ほど来、繰り返しになりますけれども、27条の4、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費ということで、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされる経費で、政令で定めるものについて住民に対し直接であると間接であると問わずその負担を転嫁してはならないということとありますので、我々の見解としては、先ほど来言っていますように、道路管理者としての設置でそれが道路の管理の照明であるんですしたら村が負担すべきだろうと考えるものですが、これはあくまでも集落の防犯灯という解釈で、その区において支払われるべきものだと考えております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでその自治省通達の中で、市町村においては法改正の趣旨に鑑み、政令で定めるものはもとより、その他のものについてもです、可及的にその解消に努められたいことという通達があるわけですよ。それで今の解釈、ちょっと狭いんじゃないですか。この財政法の規定されている、今総務課長がおっしゃっているのは市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費の地方財政法施行令の52条という市町村の職員の給与に関する経費と市町村立の小学校及び中学校の建物の修繕に関する経費が地方財政法のいう住民に負担をしてはならないという経費なんですよ、今の解釈。それ以外にその通達の中で私が先ほど申し上げました、市町村においては法改正の趣旨に鑑み、政令で定めるものはもとより、その他のものについても可及的にその解消に努められたいと。昭和35年5月23日のこの地方財政法改正の場合の趣旨として自治省通達がある。そこ解釈しないとイケないですよ。その法の解釈はどうかあれですが、私はそれを基にしているんですよ。地方財政法で確かに限定されていますよ、今申し上げた職員給与とか学校の建物とかの問題。それ以外のものも考えなさいということなんですよこれ。法律、政令以外のものもね。皆さんがそれだから考えようと思ったらできるんですよ。これ基にすれば。絶対できないんじゃないんですよ。財政法の趣旨というのは、住民負担、転嫁を縮小して市町村の事務として取り扱っていくというのがこの地方財政の改正の趣旨なんです。それ改正された時代のね。ですからこの趣旨を考えてもっと研究してもらわないといかんと思うんですよ。あと何回

質問したら、これができるのか答えてもらいたいと思うんですが、これはあまりにも失礼だからそこまではあんまり強く言いませんけれどもね、その趣旨からして、地方財政法の趣旨からして、じゃあ村がずっと負担するという道路法との附帯物のものとしての取扱いのものと違うのであれば、そうであれば補助するという事も考えられるんですよ。補助という道があるんですよ、実際は。それは結局防犯とか街灯防犯とか、夜間の通行の視界の確保とか、そういうものになっているわけでしょう。これもひとつ交通安全のためになっているんじゃないですか、夜間の照明というのは、街灯というのは。ですから、それ地方財政法の改正の過程ももうちょっと検討していただいてですよ。

それと先ほど答弁にありました承諾書、承諾の写しを資料として提出いただきたいと思うんですよ。それをやっていただけるのか。

そして村長、先ほど申し上げました補助について、全額と言わずとも各区行政の財政は厳しいですから、そういう中でもひとつ地方財政法の改正の趣旨に鑑みて一部でも補助してくれるような方向性は示せませんか。お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） まず、資料の提供について議長のほうで、もし提出の要求があれば対応してまいりたいと思います。

先ほど議員が12月以来質問されている道路という観点でなければ、そういう補助ができないかというところでありましたけれども、実際LEDに替えてからの地域の負担というのはかなり軽減されていると思うんですよ。各集落で高いところでいうと、各集落400円とかでやっていたんですけども、落としているところは1世帯当たり100円とかに下げているところもあるんですよ。ですから水銀灯からLEDに替えている経費というのは、かなり各集落においては節減されていると思います。この辺も集落に各字にどれだけの軽減率があったのかというのは調査しておりませんが、議員がおっしゃるようにじゃあもう区で厳しいというところで、その補助という点に関しては即答は控えさせていただきたいと、検討させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 終わろうと思ったんですが、まだ明確に答弁は示してくれんのですけれども、私、謝名城の件も例を挙げて申し上げたんですよ。令和4年度で20万円を超えていますよ、LED後で。LED以前は三十五、六万円かかっています。決算書を持っていて私は、部落の決算書から話していますよ。これは村道部分だけじゃないですよ。謝名城の場合は59基の街灯があるんですが、その29基は村道にかかる部分なんです。私は路線全部回って、全部調査したんですよ、これ。総務課長が前に申し上げていた里道の分、私は里道は当然それは住家連担道路ですから、昔は電灯を持っていたんだけど、今はそれがあるから電灯持たないでいいようになっているんですよ。その分は当然区で負担してもいいと思うんですが、私は村道部分に関するものについてだけは疑問持っているからそれを申し上げているんですよ。村が丸々負担できなければ、村道の草刈りとかそれをやる場合にも4か字は年間2万5,000円ぐらい燃料代として補助しているわけですよ。それ御存じですよ。当初は、私が議員になってそれを指摘してやって、今の産業振興課長が建設課長時代に提案して、謝名城とか田嘉里とかがやり始めたんですこれ。その記録も私見えていますよ。だからその補助することについてですよ、村長、前向きに検討していただけるというお言葉、答弁できませんか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今の村道における電気料金ですね、各集落によって設置の方法が変わると思います。例えば上原でしたら、各集落の人に希望を聞いて、自分の家のところをやってもらいたいという人がいれば、じゃあ電気料金はこの地域の付近の人で持ちますというふうなことで設置されているわけで、全額自分たち部落でのこの地域の方々に持っているような状況でありますので、一応はこの村道の街灯について調べて、字あるいは地域住民に負担感があれば、補助できるかどうか検討させてもらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で6番 前田 孝議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

（午後 3時43分）

令和6年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和6年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年3月14日 午前10時00分)

散 会 (令和6年3月14日 午前11時05分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件	
2		議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件	
3	同 第 2 意 号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
4	同 第 3 意 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
5	同 第 4 意 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
6	議 第 2 案 号	一名代橋架替工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 第 3 案 号	財産の取得について (大宜味村役場公用車購入・マイクロバス)	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 第 4 案 号	財産の無償譲渡について	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 第 5 案 号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 第 6 案 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 第 7 案 号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 第 8 案 号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 第 9 案 号	大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
14	議 第 1 0 案 号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算 (第10号)	質 疑 委 員 会 付 託
15	議 第 1 1 案 号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	質 疑 委 員 会 付 託
16	議 第 1 2 案 号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第5号)	質 疑 委 員 会 付 託
17	議 第 1 3 案 号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	質 疑 委 員 会 付 託
18	議 第 1 4 案 号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	質 疑 委 員 会 付 託
19	議 第 1 5 案 号	令和6年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委 員 会 付 託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第16号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
21	議案 第17号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
22	議案 第18号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
23	議案 第19号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算	質疑 委員会付託
24	議案 第20号	令和6年度大宜味村下水道事業会計予算	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件を議題とします。

村長から議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算、訂正の理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） おはようございます。議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、令和6年3月8日に提出した議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により承認願いたく申し出ます。

訂正する理由としましては、特例的収入及び支出第4条の2の未収金及び未払金の金額が記載誤りで訂正となり、それに伴い予算に関する説明書の5ページ、14ページ及び15ページも訂正となります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） したがって議案第19号令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算訂正の件を許可することに決定しました。

◎議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件

○ 議長（大城佐一） 日程第2 議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件を議題とします。

村長から議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算、訂正の理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第19号と同様に多大な御迷惑をおかけしますが、令和6年3月8日に提出した議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により承認願いたく申し出ます。

訂正する理由としましては、特例的収入及び支出第4条の2の未収金及び未払金の金額が記載誤りで訂正となり、それに伴い予算に関する説明書の4ページから8ページも訂正となります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） したがって議案第20号令和6年度大宜味村下水道事業会計予算訂正の件を許可することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第2号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第2号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第6 議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 質疑いたします。
- この一名代橋につきましては繰越事業となっているわけですが、繰越明許の見積書の中では1億2,155万4,000円と。その繰越しの理由が基礎形状把握のための追加調査が生じ、設計変更等の手続に不測の日数を要したためということと去年3月の繰越明許の説明書があるわけですが、そこでお伺いしておきたいと思います。まず、この工事請負契約書の中身を見ますと、工期が1週間もないような状況になっているわけですが、この事業は恐らく事故繰越しになるかと判断をしているわけですが、それで実質的にこの工事はいつまでの工期になる予定ですか、お伺いします。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 議員の御質疑にお答えします。
- 工期が令和6年3月29日で非常に短い期間となっておりますが、国からは事故繰りの承認を受けております。契約締結後に本村の事故繰りの手続を行う予定でございます。手続完了後、工期を適正工期の令和6年11月29日に変更する予定でございます。
- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 工事、大分長期にわたると思うんですね。それでこの図面から見ますと歩行者用のものは設置するようになっているんですが、今アミガーのところで河川工事をしていますね。そうすると今一名代から喜如嘉へ抜けようと思っても抜けられない、作場線通るか田嘉里回っていくか、そういうことになるんですが、一名代橋通行利用できるのはいつ頃を予定されていますか。村道一名代線から喜如嘉へ抜けるその道路はいつ頃から通行できる予定になっていますか。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 一名代橋に関しましては工事完了後になりますので11月29日以降にはなるとは思いますが、一名代線に関しましては、今一括交付金を活用させていただいて大川川の護岸改修工事を行っております。令和6年度に関しましては一名代線側ではなくターブク側のほうだけ触っていくような形になりますので、令和6年度に関しては一名代線の全面通行止めというのは今のところ考えておりません。
- 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 前田議員からあった質疑の延長ですけれども、田んぼからの改修工事はないと。そして反対側の海側のほうはそのまま通過できるということになりますか。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 先ほどの一名代線のほうは令和6年度のほうでは全面通行止めは今のところ予定しておりませんので、もう一つ、喜如嘉ターブク側のほうの村道に関しては護岸工事をさせていただきますので、全面通行止め有一部分なるかと思えます。
- 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 海側の道については対向車線の往来がとても厳しいと思います。片方から行ったらバックするとかそういうがあるので、信号灯の利用とか考えておりますか。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。

- 建設環境課長（花田義徳） 今のところは信号設置とかは考えておりません。
 - 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。
 - 8番（吉浜 覚） 工事のときに、私たちあの道を利用したことがあるんですが、ずっとバックしなければならないです。かなり往来するの厳しいものがありますので、その辺の配慮はしていただきたいと思います。要望です。ぜひ検討してください。
 - 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
 - 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第2号は、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎議案第3号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第7 議案第3号 財産の取得について（大宜味村役場公用車購入・マイクロバス）を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。
 - 6番（前田 孝） この入札結果報告書を見ますと、最初それを見た場合には随意契約かなとちょっと勘違いしたんですが、一般競争入札になっているんですが、そうすると一般競争入札にしますと、これは財務規則106条ですか、それからすると5人以上の指名をしなければならないということなんですが、どうしてこれ1社だけになっているんでしょうか。その辺の説明をお願いします。
 - 議長（大城佐一） 総務課長。
 - 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。
指名競争入札ではなくて、一般競争入札、公告もしてホームページ等にアップして募集を行ったところ、1社のみという結果になっていますので、財務規則の5社以上というところには当たらないと考えております。1社でも入札という形での一般競争入札による契約で適正だと考えております。
 - 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
 - 6番（前田 孝） 財務規則には一般競争入札だったら5人以上と書かれているんですよ。それに当たらないということはどういう解釈なんですか。財務規則上は一般競争入札の5人以上とあるんですよ。公告したかもしれないけど、一般競争入札で指名していないんでしょうかね。ただ公告だけで、それで十分だというお考えなんですか。
 - 議長（大城佐一） 総務課長。
 - 総務課長（宮城 豊） お答えします。
一般競争入札ですので、こちらから通常どおり建設工事等ですね、みたいな感じの指名競争入札には当たらないで、公告等もしっかりやっておりますので、1社でも適正だと考えております。
 - 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
 - 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第4号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第8 議案第4号 財産の無償譲渡についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第4号は、経済建設任委員会に付託します。
-

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第9 議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第10 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第7号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第11 議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当が支給できるようになっているわけですが、2月初旬頃の新聞報道を見ますと、会計年度任用職員に対しての期末手当は会計システムができていないので支給しないというように新聞報道もされているわけですが、まあこれは2月3日の報道ですけれども、その3日後に大宜味村は遡及するというような報道もなされているわけですね。マスコミから県内市町村大分叩かれて遡及する方向に行っているんですが、この期末手当の分については既に令和5年総務省からの通知によって期末手当も支給するように組みなさいという通知があったわけなんです。それが遅れているわけですね。それで勤勉手当については、去る2月29日の沖縄県町村議長会の研修の中で県の市町村課長からの説明によって勤勉手当は支給するように早く整備しなさいということの研修もあったわけです。勤勉手当も早速やっているのもそれは非常にいいことだと思うんですが、やっぱり同一労働同一賃金として会計年度任用職員も待遇は一緒にしないといけないですよ、一般職員と同じように。これは4月1日に遡って支給されるので、それでよしとしますけれども、そこでお

伺いしておきたい。

この期末手当に該当する会計年度任用職員の人数と金額はいかほどのものですか。お示し願いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

トータルで人数としては117名、金額に関しましては1,057万3,578円になります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これは1,000万円も支払わなければ大変ですよ。これは117名というのは延べ人数ですね。117名が会計年度任用職員だということですか。いいですよ。それはそれとして、これはね、この会計年度任用職員に対する期末手当は交付税で措置されるものなんですよ。この期末手当は支給しなければ1,000万円そのまま丸儲けという話になってきます。会計年度任用職員にとってはこんな失礼なことはないと私は思うんですがね。本当に対処しているからいいんですが、これはマスコミ等で取り上げてやらなければ各市町村大変なんですよ、これ。今後そういうことがないように、ひとつ会計年度任用職員に対しても、村長も新聞で対応されていたんですが、同一労働同一賃金の精神で今後も会計年度任用職員に対してもそういう処遇の問題は一般職員と同様に改正すべきところは改正して対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） やはり役場で働く正規職員、会計年度任用職員、全ての職員が働きやすい環境のためにも同一労働同一賃金は原則だと思いますので、今後もしっかり対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 前田 孝議員の続きになりますけれども、なぜ正規職員と同じようにできなかったのか。国からきちんと通達もあって交付税で見られているという環境の中で、その辺の説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

早い市町村では12月定例会でやられているところもありました。お互い近隣の3村での勉強会等をやったところ、ちょっと結論に、支給するという、遡及をするという結論に至らなかったものですからこの時期になっておりますけれども、遅れてはいるんですが、繰り越して那覇市あたりは翌年に支払うことになっているんですけれども、本村においては議会の議決を得たら年度内に支給を目指しているところであります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の答弁を聞くと、大宜味村では格差社会、同一労働同一賃金、そういうことを言っているのに待遇のいい正規職員は先にして、この対応をどうするかと検討しているということで遅れたということとはとんでもない話であって、一般質問等でもいろいろ出ているけれども、格差社会ですね、役場の中で。保育所の確保とか待遇が悪いものですから、ほかのところを目指してやっていると。だからいつでもチャンスがあれば採用できるような年齢も私は取っ払って、その地位にある人にはきちんとやってほしいと。これこそ財政措置もされているのに職員と一緒にやらなかったというのは、やっぱり大宜味村が格差社会だと言われているゆえんだと思います。この辺は肝に銘じて今後対処して

いただきたいと思います。どうか今年度中でできたということは努力は認めますが、最初からそういう対応を取っていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第8号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第9号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 質疑いたします。

この給食費無償化については異を唱えるものではないんですが、二、三点お聞きしておきたいと思います。

まず、無償化するに当たって学校給食法第11条2項の、学校給食費は保護者の負担とするということに規定があるわけですが、上位法と条例と保護者の負担をするということと、条例では無償化する。その整合性はどうお感じなのか。普通なら上位法に抵触するものは自治法の関係からすると無効というようになる解釈も出てはいるんですよ。その点のことをお伺いしておきたいと思います。

そしてこの5条の今度の改正案では、学校給食費を徴収しないものとする断言されております。私でしたら学校給食費を徴収しないことができるというように幅を持たせた改正のほうがいいんじゃないかと見ております。なぜならば、これが未来永劫続いて完全に給食無償化で続いていけるのか。それは財源の心配をしているからそういう改正法もあるんじゃないかというように感じているんですが、その辺は皆さん例規審議会あたり、庁議あたりでの議論はなかったのかどうか。それをお伺いしておきたいと思います。

そしてその無償化をするに当たって所得制限の議論は出なかったのかどうか。今、要保護とか準要保護あたりは全部、または一部の補助をされているわけですが、そうすると何か高額所得者だけが得するんじゃないかというようなそういう見方も出てくるんですよ。その辺の議論はどうなっていたのかお伺いしておきたいと思います。

それでこの無償化を継続していかれるんだったら、村長、今言う基金からの補填、充填されているわけですが、その基金の運用について、人材育成基金などのように果実運用できるような方策を考えてい

かなければいけないんじゃないかなど。国や県がいつできるかは分からないんですが、その間まではその財源で持ちこたえることはできるとは見ているんですが、本当に無償化というのは義務教育ですから、義務教育の中にある教科書の無償化、これは国が責任持ってやっているんですが、そういう給食費についても義務教育という観点からすると国のほうできちんと無償化とやっていくのが筋だと私は思っているんですよ。その辺の要請行動というのも教育委員会や長のほうも大分要請行動等もやっていかなければならないだろうと思うんですが、その点お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、上位法との関わりですけれども、こちらについてはたしか、すみません、今資料を持ち合わせていないんですけれども、文科省の解釈というんですか、無償化に対する解釈というのが出ていまして、そこは可能であるということで確認はしています。

あと第5条の表現の仕方ですけれども、そこはすみません、ここまで議論にはならなかったんですけれども、やはり施策説明会のときですかね、村長のほうからも単年度限りではなく今後も続けていくという村長の方針もあったことから、この徴収しないものとするという表現にはしているところですが、実際議員提案の表現のことについては議論にはなっておりません。

あと所得制限については、やはり子供たちは公平にそういった……子供たちは何というんですかね、親の所得の違いはあるんですけれども、やはり子供たちは公平に見なければいけないだろうという観点から、その所得制限については、そこについても議論としては上がっていないところです。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 無償化を継続していくかどうかということですが、今、県のほうでも令和6年度から各市町村調査に入って、7年度から段階的にやるということも聞いておりますので、今無償化です、結い基金から当面、しばらくは財源として活用していけたらというふうに思います。数年後には国、県の財政で完全無償化が実施できるというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、教育課長から答弁がありましたけれども、そういう点はやっぱり条例改正するに当たっては議論はないといけないと思います。議論なくして条例改正したかということと言われたら困る。大体懸念される事項は、やっぱり議論はやっておかなければ、村長の鶴の一声で無償化しますからと言ったら、ああ、そうですか。これだけではないかと思います。その中身に対して議論を十分やってじゃないと、住民にもいい方向で聞こえなくなる。住民の理解を得るためにはこういう議論もやってきて、そういう結果になりましたという報告ができるようにしないと、条例改正するに当たっての姿勢としてはどうかなという感じもしたもんですから申し上げたんですがね。

それで先ほど教育課長から答弁がありました、上位法との文科省が差し支えないという見解を示されているというんですが、その資料関係がありましたら委員会の中で提出していただきたいと思います。

それでこの学校教育法第16条と学校給食法の11条関係の条文についても委員会審議の前には提出していただけるでしょうか。それをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） これについては議長を通して資料のほうは提供していきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 提案理由の中に、物価高騰等による保護者の経済的負担を軽減することが目的であるということが書かれているんですが、これは軽減される保護者と軽減されない保護者がいるのかなと思うんですが、その辺、軽減されない、例えば今まで補助を受けていた、給食費がもともと補助されていた家庭とかがあると思うんですけれども、その家庭に、何というの。この給食費無償化することで全体的な経済的負担の軽減ということにはなっていないと思うんですけれども、その辺どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 議員御指摘の件については、今要保護、準要保護世帯に対しては給食費が就学援助という形で助成されて支給されております。ただ、これについては一度この家庭も立替をしている状況なんですね、給食費については。全部が全部立替しているわけではないんですけれども、一部の家庭では立替してもらって、その就学援助の際にこちらから援助費として戻す場合と、その支給の際に徴収する、何か月分を徴収するという形を取っているところではあります。確かにおっしゃるようにその要保護、準要保護世帯については援助費で助成をしてきたところもありますので、議員御指摘のとおり全てがこの家庭についても経済的負担の軽減になると言われると、ちょっと答えづらい部分もあるんですけれども、全体を見ると無償化することによって一定程度、家庭の経済的負担の軽減を図れるということで今回の提案となっておりますので、御了解いただければと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第15 議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第11号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第16 議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第17 議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第18 議案第14号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第19 議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 歳出のほうで2款総務費、総務管理費、企画費、その事業で塩屋湾周辺整備事業4,680万1,000円、それから結の浜海浜整備事業8億4,065万9,000円、農林水産費漁港建設費、緊急自然災害防止対策事業4,200万円、海岸保全施設基盤整備事業1億120万1,000円、地域水産物供給基盤整備事業3,110万1,000円となっております。詳しくは委員会で質疑したいと思っているんですけども、この地域の場所がはっきり分かりません。それを示す資料が欲しいと思っているんですけども、示すものを予算委員会で提供、示していただけないか。

- 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、先ほどから6番前田 孝議員も要求あったんですが、これは議長に、この委員会で委員長に要求して、委員から議長にあれば議長から資料要求いたしますのでよろしくをお願いします。8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 今議長から指摘があったんですけど、じゃあ議長に今の事業の位置を示す資料提供を……、委員長にですか。分かりました。委員長に申し出たいと思います。じゃあ終わります。

- 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第20 議案第16号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第21 議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第22 議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第23 議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第24 議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(大城佐一) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前10時55分)

- 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

◎諸般の報告

- 議長(大城佐一) これから諸般の報告をします。

予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので御報告します。

予算審査特別委員会委員長に3番 大城邦彦議員、副委員長に4番 大山美佐子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長(大城佐一) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前11時05分)

令和6年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和6年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年3月15日 午前10時00分)

散 会 (令和6年3月15日 午前10時19分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第 7 号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第 10 号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 11 号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第 12 号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第 13 号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第 14 号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。
委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第27号
令和6年3月15日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会
委員長 大城 邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第7号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

- 総務常任委員会委員長（大城邦彦） 総務常任委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第7号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長の出席を求め、3月14日午後1時30分からの審査予定を2時間15分繰り上げて午前11時15分から審査をいたしました。

議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例は会計年度任用職員に勤勉手当を支給し、また、常勤職員の給与改定が行われた場合に、それに準じて改定ができるよう本条例を改正するとされております。主な改正は、第1条において、第2条第1項中、これまで記載の無かった勤勉手当を追加し、11条の2としてフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第18条の2として、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当等の規定を定める改正を行っております。

なお、附則でこの条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行し、改正後の大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和5年4月1日から適用とされております。

議案第7号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第14号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第2 議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）、日程第3 議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第4 議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第5 議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第6 議案第14号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 2 8 号

令和6年3月15日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第10号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	原案可決 全会一致
議案第11号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第12号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致
議案第13号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第14号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城邦彦） 予算審査特別委員会委員長報告（令和5年度補正予算）。ただいま議題となりました議案第10号から議案第14号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び関係課長等の出席を求め、3月14日午後2時からの審査予定を30分繰り上げて午後1時30分から審査をいたしました。

議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）の主な内容について報告します。歳入は、1款 村税3,723千円の減額、7款 地方消費税5,286千円の減額、10款 地方交付税21,596千円の増額、普通交付税の増額によるものです。

14款 国庫支出金3,362千円の減額、主に新型コロナウイルス感染症対応関連の実績によるものです。

15款 県支出金88,685千円の減額、主に農業体質強化基盤促進整備事業費補助金、経営発展支援事業費補助金、その他各事業実績によるものです。

17款 寄付金75,330千円の増額、むらづくり応援寄付金によるものです。

18款 繰入金6,766千円の減額、主に財政調整基金取り崩し金、環境保全基金取り崩し金によるものです。

21款 村債28,300千円の減額、主にし尿処理施設建設負担金によるものです。

歳出は、2款 総務費20,508千円の減額、総務管理費 全体的な実績見込み額によるものです。4款 衛生費28,382千円の減額、主に名護し尿受入処理施設負担金、6款 農林水産業費80,829千円の減額、主に経営発展支援事業補助金、農地費補助事業等委託料、単独事業工事請負費によるものです。7款 商工費23,072千円の減額、主に観光費修繕費、むらづくり応援寄附業務委託によるものです。8款 土木費27,629千円の減額、主にふるさと河川環境再生・活用整備事業、補助事業工事請負費によるものです。13款 諸支出金102,088千円の増額、主に結い基金費によるものです。14款 予備費63,349千円の増額。

補正予算額、40,561千円の減額補正であります。

なお、20件の事業の繰越明許費、3件の事業の地方債補正となっております。

議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主な内容について報告します。

歳入は、8款繰入金1,883千円の減額、他会計繰入金、10款諸収入1,198千円の増額、返納金によるものです。

歳出は、6款保険事業費3,300千円の減額、主に会計年度任用職員報酬費によるものです。予備費3,182千円の増額、補正予算額、607千円の減額補正であります。

議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の主な内容について報告します。

歳入は、7款村債1,800千円の減額です。

歳出は、1款簡易水道総務費21,787千円の減額、主に単独工事請負費18,000千円の減額、4款予備費3,870千円の増額、補正予算額1,800千円の減額補正であります。

なお、1件の繰越明許費、1件の地方債補正となっております。

議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について報告します。

歳入は、1款使用料及び手数料34千円の増額。

歳出は、1款公共下水道管理費815千円の減額、主に光熱水費600千円の減額、4款予備費849千円の増額、補正予算額34千円の減額補正であります。

議案第14号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の主な内容について報告します。

歳入は、1款後期高齢者医療保険646千円の増額。

歳出は、2款後期高齢者医療広域連合納付金646千円の増額、補正予算額646千円の増額補正であります。

議案第10号から議案第14号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号から議案第14号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時19分）

令和6年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 令和6年3月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年3月19日 午前10時00分)

散 会 (令和6年3月19日 午前10時13分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第5号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件	

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件の説明、質疑、
討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件を議題とします。

村長から議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例、訂正の理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） おはようございます。予定されていましたが議会日程に変更を余儀なくさせたことに対して大変申し訳なく思っております。

令和6年3月8日に提出しました議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、第2条に記載されている学校給食法条文の誤りにより訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により承認願いたく申し出ます。

なお、学校給食法については、平成20年法律第73号において第6条が第11条に改正がされていますが、本来であればその際に本条例第2条に記載されている条文においても改正すべきでありましたが、失念しておりました。

本議会において2度も議案の訂正を行い、議員の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

今後は課長をはじめ、職員一同、議案提案に際してはこれまで以上にチェックを行い再発防止に努めてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） これで訂正理由の説明を終わります。

これから議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件について質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 本案については、去る14日の本会議での質疑の中で私質疑したんですが、そのときに学校教育法16条、学校給食法第6条2項と11条の関係、そして学校給食法と無償化についての整合性はどうなっているかという疑問をしたわけですが、今日この資料が提出されております。先ほど村長訂正のお話で6条2項は平成20年に法律が改正されてこれまで失念していたと。大分長い間放置されているんですよ。そういう上位法が改正されているのに施行する条例が改正されていないというのは大変ゆゆしき問題だと私は思っております。そういうような疑問があったから去る14日の本会議でこの条文関係について私は質疑しているんですよ。そこでお伺いしておきたいと思います。

学校給食ができてもう五十数年なって、これまで有償でやっているんですが、これからは無償ということで大改革になってきているんですね。そういう段階の中で、まず最初にお伺いしておきたいことは、村長が招集する教育会議が開かれているのか。開かれているならばその中でどういう議論がなされたの

か。そして教育委員会会議の中でどのように議論がなされたのか。まずその辺からお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

総合教育会議は村長が招集して、教育長以下教育委員4名のメンバーで年に2回、今年も既に2回開催しまして、最初は教育全般にわたる意見交換、そして第2回目がたしか2月だったと思いますが、その場合には新年度の予算について説明して、教育委員からの意見を伺って、たしかその中で給食費についても話があったと思います。会議録を確認すれば分かるかと思いますが、給食費無償化についても議題に話の中であったと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

本来であれば、議会に上程する際に、教育施策に関するものに関しては事前に教育委員会会議を行った後、上程していくという流れがあるんですけども、今回の条例改正についてはかなりぎりぎりまで、他市町村の情報収集とかその辺を行いながら条例改正を行って、最初2月の教育委員会会議に本来はかけるべきでありましたけれども、そこが間に合わなくて今議会終了後3月28日に3月の教育委員会会議を予定していますので、その中で大宜味村教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条に基づいて、報告を行って承認を得るということで考えておりました。以上です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それは、教育委員会会議というのは条例を議会に提案する前にきちんと審議して、その中で出してくるのが本来じゃないですか。なぜならばその時点でこういう訂正された資料を提示しておれば、今回のような問題は出てこなかったんですよ。これ五十数年経過して大転換の話なんですよ、給食費無償化というのは。もっと慎重にやっぱりやっていただきたいなと私は感じているから、条文にちょっと疑問があったんですよ。

それで例規審議会あたりではどのように議論したかといったら、教育課長は特に議論は出なかったというんですが、例規審は総務課が担当ですが、その辺どのように議論されていたのか、簡単でいいですからお知らせください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

私のほうが副村長不在で、例規審の職務代理ということで1年半やってまいりました。この指摘されている案件についても審議は慎重にやったつもりでありましたけれども、何せ改正するときは各課から出されてきている改正の文もチェックというところで、それが上位法に適用しているかどうかというところは必ずチェックするんですけども、この部分に関しては改正の部分には当たらず、ほかのところの改正の上位法の部分だけが合ったものですから、6条関係に関してはチェックが漏れたということになっております。ただ、これは言い訳にしかありませんので、今後は各課において上位法の改正等がありましたら、速やかに例規審に諮って、また条例であるならば迅速に議会のほうに上程して、チェックをしっかりとって今後はやってまいりたいと思います。大変失礼いたしました。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 最後質疑しますけれども、議会に審議資料として提供する場合に、もうちょっと

と深く掘り下げた資料の提供をやっていただきたいんです。そうすればすぐチェックできるんですよ。何か最近議会を見ますと議員から請求されて、議長の許可を得てからというのがあるんですが、それは当然議長の許可を得てやる場合もあるでしょうけれども、執行部自ら資料というのは積極的に出してもらいたいんですよ。資料が出ることによって議会は審議もスムーズに行くし、議決に持っていけるわけですよ。何か最近資料を出し渋っているなという感じが強いわけです。ですから今回のようなことが起こらないように執行部自ら積極的にあらゆる議案について、支障のない限りは積極的に議会の審議資料として添付して、議会審議がスムーズに行くように希望しているんですが、その点についてのお考えをお聞きして質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） ただいま御指摘のありましたように、議会で十分な議論、審議ができるように、執行部としても可能な限り資料提供できるものには提供してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。
これから議案第9号訂正の件について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件を採決します。
本件は、これに許可することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。
したがって議案第9号大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例訂正の件については、申出のとおり許可することに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

(午前10時13分)

令和6年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 令和6年3月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和6年3月22日 午前10時08分)

閉 会 (令和6年3月22日 午前11時37分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第6号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第2号	一名代橋架替工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第4号	財産の無償譲渡について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第3号	財産の取得について (大宜味村役場公用車購入・マイクロバス)	委員長報告 質疑～表決
4	議案第5号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第6号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第8号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第9号	大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第15号	令和6年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案第16号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
10	議案第17号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
11	議案第18号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
12	議案第19号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
13	議案第20号	令和6年度大宜味村下水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	意見第1号	北部地区における透析診療に関する意見書	提案説明 付託省略
15		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時08分)

◎議案第2号及び議案第4号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約について及び日程第2 議案第4号 財産の無償譲渡について、2件について一括して議題とします。
一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第32号
令和6年3月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第2号	一名代橋架替工事の請負契約について	可決 全会一致
議案第4号	財産の無償譲渡について	可決 全会一致

(宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇)

- 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第2号、議案第4号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長、産業振興課長及び建設環境課長の出席を求め、3月15日午後1時30分からの審査を3時間繰り上げて午前10時30分から行いました。

議案第2号 一名代橋架替工事請負契約について、報告いたします。

本件は、謝名城集落内を通る道路であり、地域住民にとっては欠かすことのできない重要な道路として利用されている。橋梁（一名代橋）は竣工から約46年経過しており床板に剥離・鉄筋露出及び全面的に浮きがみられる。また鉄筋の断面損傷が認められ、張出し床板本体に耐力上問題が生じることが予想されるため、速やかな架替工事を行う必要がある工事です。

工事概要は、橋梁架替工事橋長L=16.3mとなっております。1 契約の目的、一名代橋架替工事、2 契約の方法、指名競争入札による契約、3 契約金額、金69,740,000円、4 契約の相手、大宜味村字喜如嘉580番地、有限会社 新栄建設、代表取締役 山口善則、履行期限は、令和6年3月29日までとなっております。

議案第2号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第4号 財産の無償譲渡について、報告いたします。

本件は長年にわたり大宜味村字謝名城大川山1679番2の4,900㎡の土地を新城頼子氏が畑として利用し、土地の所有権も主張しており近隣地主も当該土地の所有権は同氏の財産であるとの証言もあり、当該地域（城農道）周辺は1679番2の一筆のみとなっていることから土地を無償で譲渡するものです。

1 財産の表示、所在、大宜味村字謝名城大川山1679番2、地目、原野、面積、4,900㎡、2 無償譲渡の相手方、住所、大宜味村字謝名城259番地2、氏名 新城頼子。

議案第4号については、新城氏から登記公図の訂正手続きが平成18年3月1日付けで受付されているのになぜ18年もの間放置されていたのか、また今後同様な住民の願いに速やかに対応できるシステムを作れないかなどの質疑はあったものの、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告と致します。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第2号 一名代橋架替工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 財産の無償譲渡についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 財産の無償譲渡についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第4号 財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号及び議案第9号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第3 議案第3号 財産の取得について(大宜味村役場公用車購入・マイクロバス)、日程第4 議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例及び日程第7 議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 3 3 号

令和6年3月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	財産の取得について(大宜味村役場公用車購入・マイクロバス)	可 決 全会一致
議案第5号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第8号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました議案第3号・議案第5号・議案第6号・議案第8号及び議案第9号の5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長、教育課長の出席を求め、3月15日午後2時からの審査予定を1時間45分繰り上げて午前11時20分から審査をいたしました。

はじめに委員会審査において、教育課長より議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、3月15日付けで議長への議案の訂正の申出を予定していることから、本議案について、審議保留の願いがありました。本委員会におきまして、議案第9号については審議保留とすることを決定しております。

なお、議案第9号については、3月19日午前10時からの本会議において議案訂正が許可され、同日、午前10時30分からの審査予定を10分繰り上げて午前10時20分から審査をいたしました。

説明員として、村長、教育長、総務課長、教育課長の出席を求め、議案第9号の総務常任委員会における審査結果を報告します。

はじめに、議案第3号 財産の取得について(大宜味村役場公用車購入・マイクロバス)について報告いたします。

本議案は大宜味村役場のマイクロバス1台の購入による財産取得についてであります。

契約金額：金8,000千円、受注者：浦添市勢理客4丁目18番1号、沖縄トヨタ自動車株式会社、代表取締役 野原朝昌、納期：令和6年9月1日。

物品購入契約を令和6年1月26日付けで契約をしております。

次に議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例の改正は、第4条第2項末尾に次のただし書き(ただし、宿泊料の額は、定額の範囲内の実費額とする。)を加え、今般の宿泊料の価格高騰に伴い、別表第1 宿泊料、1夜につき 県内7,500円、県外14,500円に改めるものです。

附則で令和6年4月1日から施行するとあります。

次に議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例の改正は、第5条末尾に次のただし書き(ただし、宿泊料の額は、定額の範囲内の実費額とする。)を加え、今般の宿泊料の価格高騰に伴い、別表第2 宿泊料、1夜につき 県内7,500円、県外14,500円に改めるものです。

附則で令和6年4月1日から施行するとあります。

次に議案第8号 大宜味村職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例の改正は、第2条第1項末尾に次のただし書き(ただし、宿泊料の額は、定額の範囲内の実費額とする。)を加え、今般の宿泊料の価格高騰に伴い、別表第1 宿泊料、1夜につき 県内7,300円、県外13,000円に改めるものです。

附則で令和6年4月1日から施行するとあります。

次に議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例については、3月15日の総務常任委員会において保留になっている議案であります。

同日付け村長より議長あてに議案の訂正の申出が提出され、令和6年3月19日本会議において、訂正箇所の特許を経た案件であります。

訂正箇所の内容につきましては、大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例第2条における、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項を第11条第2項の訂正でありました。

本条例の改正は、昨今の物価高騰等による保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に、児童、生徒の保護者に対する学校給食費無償化を実施するにあたり改正する条例です。第2条において、幼児を削り、児童、生徒の保護者を学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者と定め、同条中の学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項を第11条第2項に改める。

第5条見出しを（給食費の無償化）本文において、村長は、第2条の規定にかかわらず、児童、生徒の保護者に係る学校給食費を徴収しないものとするに改めるものです。

附則に令和6年4月1日から施行するとし、経過措置を設け令和6年4月分以後の月分の学校給食費について適用し、同年3月分以前の月分の学校給食費については、なお従前の例によるとあります。

議案第3号・議案第5号・議案第6号・議案第8号の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

また、議案第9号については、本会議で訂正申出があったものの、委員会においては、質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 財産の取得について（大宜味村役場公用車購入・マイクロバス）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 財産の取得について（大宜味村役場公用車購入・マイクロバス）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第3号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第8号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第9号 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第9号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、修正動議、修正動議撤回、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第8 議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算、日程第9 議案第16号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第10 議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算、日程第11 議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算、日程第12 議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算及び日程第13 議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 3 4 号
令和6年3月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会
委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第15号	令和6年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第16号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第17号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第18号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致
議案第19号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算	原案可決 全会一致
議案第20号	令和6年度大宜味村下水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第15号から議案第20号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、及び関係課長等の出席を求め、19日及び21日の2日間にわたって審査を行いました。

議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算は、総額53億3,546万7千円で、対前年度11億9,899万2千円の増額で、対前年比30.0%の増となっております。増額の主な要因としまして、塩屋湾周辺整備事業や結の浜海浜整備事業によるものです。

議案第16号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額5億1,788万5千円で、対前年度比3.4%の減となっております。

議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,922万円で、対前年度比7.6%の増となっております。

議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入637万6千円、収益的支出506万1千円となっており、前年度並であります。一般会計からの負担金は409万3千円となっております。

議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算は、収益的収入2億1,499万5千円、収益的支出2億2,287万7千円となっており、前年度並であります。一般会計からの負担金は3,600万円となっております。なお、令和6年度より大宜味村簡易水道事業会計予算は、会計処理方法が現金主義（単式簿記）から発生主義（複式簿記）へと移行されます。

議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算は、収益的収入5,974万5千円、収益的支出6,493万1,000円となっており、前年度並であります。一般会計からの負担金は3,427万3,000円となっております。なお、令和6年度より大宜味村下水道事業会計予算は、会計処理方法が現金主義（単式簿記）から発生主義（複式簿記）へと移行されます。

議案第15号については、質疑、討論はなかったものの賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しています。

議案第16号から議案第20号の5件については、いずれも質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

- 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。
これから議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
8番 吉浜 覚議員。
○ 8番（吉浜 覚） 議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算について、修正動議を提出します。
○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時30分）

-
- 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時10分）

-
- 議長（大城佐一） 現在審議中の修正の動議について、吉浜 覚議員から撤回の申出があります。議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算に対する修正案の撤回の件を議題とします。
吉浜 覚議員から議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算に対する修正案撤回の理由を求めます。8番 吉浜 覚議員。
○ 8番（吉浜 覚）

令和6年3月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

大宜味村議会議員 吉 浜 覚

動議撤回請求書

3月22日提出した動議は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

動議 議案第15号令和6年度大宜味村一般会計予算に対する修正案

理由 修正内容に瑕疵があるため

以上

- 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号令和6年度大宜味村一般会計予算に対する修正案の撤回の件に許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって議案第15号令和6年度大宜味村一般会計予算に対する修正案の撤回の件を許可することに決定しました。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者あり）

- 議長（大城佐一） まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。
（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番(吉浜 覚) 議案第15号 令和6年度大宜味村一般会計予算書について、反対の立場で討論を行います。

本案は、歳入歳出予算の総額5,335,467,000円と定めている。予算には、結の浜地区大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に続き、地域水産物供給基盤整備事業の住民説明会で、国指定重要無形民俗文化財塩屋湾のウングミ行事への影響、騒音、悪臭や集落や周辺地域の浸食に対する反対や疑問視する声がある中での関連予算には問題がある。

村政は、何よりも村民のためでなければならない。隅々に光を当て村民の声を拾い、村民の声が届き、村民と一緒に内外に誇れる輝く大宜味村を目指す。そのためには、村民に信頼される透明で公正・公平な村政を築くため、各種事業を展開するに際しては、目的や根拠を明確にし、説明責任を果たしながら、村民の理解と協力を得ながら進めていくことを施政方針としている。

しかし、三つの事業関連で歳出の2款総務費 1項総務管理費 5目企画費 ・塩屋湾周辺整備事業、結の浜海浜整備事業、6款農林水産業費 3項水産業費 3目漁港建設費 ・緊急自然災害防止対策事業、海岸保全施設基盤整備事業、地域水産物供給基盤整備事業の合計額1,061,762,000円の各事業の整合性、科学的根拠や将来に財政負担を強いる等の住民を無視した意思決定をはじめ、制度・設計や運用に問題のある事業である。

また、漁港は水産業振興の寄与するためのものであり、航路を浚渫した海砂で良好な漁場を潰し、人工ビーチを整備するのに、水産業振興費の意味不明な補助金3,760,000円の予算。5トン未満の漁船を対象とする漁港を19トンの漁船の航行に支障が無いよう、航路深水3mから3.5mに増深するため、周辺海岸の更なる浸食で集落や周辺地域での災害が予想される。

海流シミュレーションや環境アセスメントの実施をすることもなく、結の浜海浜整備事業や地域水産物供給基盤整備事業推進は、将来の地域生活等の影響や環境破壊を招き、財政負担を強いることを、航路浚渫による影響と考えられる海岸の浸食の対策の緊急自然災害防止対策事業が物語っているではないか。

さらに、大宜味村は、国立自然史博物館の誘致を推進しているので、国立沖縄設立準備委員会の資料内容の一部を紹介する。『世界中で、想定外の大きさの地震や台風等の自然災害も頻繁に起きています。人間の勝手なふるまいに対する自然のしっぺ返しだと思いませんか？ 人間は自然の一部だけを見て、自然に対する十分な配慮なしで、自分だけの社会を作ってきたのです。今こそ、“自然がどんなものか” 学び、私たち人類と自然との関係を見直す必要があります。』

については、私達の世代で大宜味村の将来性への持続可能性を無くしてはならない。各事業の整合性、科学的根拠や将来に財政負担を強いる等の行政行為は理解することができない。住民を無視した意思決定をはじめ、制度・設計や運用に問題のある事業の無謀な行政の推進は認められるものではない。反対せざるを得ません。どうか、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長(大城佐一) 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 賛成討論を行います。

令和6年度大宜味村一般会計予算は、歳入・歳出総額、53億3千5百万余の本予算です。

前年度予算額は、41億3千6百万余であり、11億9千8百余の増額予算となっています。

令和5年12月定例会一般質問で、『11月28日、琉球新報社会面トップに『大宜味人口3千人割』との記事がある。どう受け止めたか』との私の問いに対し、村長は『非常に危機感をもって減少人口防止対

策の様々な施策・事業を展開する』と答えている。本予算の反対者は、行政が行おうとしている過疎対策や雇用創出などに、ネガティブな意見等で足を引っ張り保守的な対応するなど『反対のための反対』であり『主義主張の保守化』だと感じます。

主な歳入の中に、沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金 6 億 8 百万余、北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費 2 億 4 千 5 百万近く等があります。主な歳出は、沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金 8 億 4 千万余の『結の浜海浜整備事業』、北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費 2 億 4 千 5 百万近くの『村道根路銘上原線』、『村道後間線』、『住宅事業費』です。住民福祉課関連 7 百万余の『子ども子育て支援交付金』のほか、『重度心身障害者医療補助金』、『子ども医療費助成事業補助金』等があります。産業振興課関連では、『新規就農総合支援事業』 2 千 5 百万近く、『海岸保全施設整備事業補助金』 9 千万余、『経営発展支援事業補助金』 3 千万、『畑作等促進整備事業補助金（田嘉里・田港）』 8 千万余、『地域水産物供給基盤整備事業補助金』 3 千 1 百万余です。企画観光課関連では、『コミュニティ助成金』 1 千 2 百 50 万で、対象は屋古・大宜味・押川・大兼久・田港公民館備品購入です。どの予算を見ても、大宜味村民の生活にとって大変重要な予算です。今回の令和 6 年度大宜味村一般会計予算は、補正予算ではなく本予算です。

大宜味村は、結の浜海浜整備事業として北部振興策にエントリーし、令和 5 年度第 1 四半期に補助金交付が決定し、調査・設計業務へと進んでいます。『反対すること』は、北部振興関連予算の予算執行を遅らせて事業を止めることを目的とした『反対のための反対』だと議員各位は捉えています。

4 月 1 日から新しい宮城 豊副村長を迎える村行政に対し、議会は足を引っ張ることなく、『村民の生活が一番』との認識が必要です。『教育・歴史文化の輝く健康長寿村』を目指していきましょう。よって議員各位のご理解と賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第 15 号 令和 6 年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 16 号 令和 6 年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 16 号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第14 全員発議により提出されました意見案第1号 北部地区における透析診療に関する意見書を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。3番 大城邦彦議員。

(3番 大城邦彦議員 登壇)

- 3番(大城邦彦) 意見案第1号 北部地区における透析診療に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 宮城良治 大山美佐子 宮城美和子 前田 孝 新崎悟一 吉浜 覚

賛成者 平良嗣男

提案理由 北部地区における腎臓病患者の生活の質を向上させ、安心した生活を送るための実現に向けた、北部地域の透析診療への早急な支援を求めるため。

北部地区における透析診療に関する意見書

北部地域の一部の患者は中部地区の透析施設に通院せざるを得ない状況であることや北部地域にお

る透析医療の必要性が高まっていること、現在閉院の危機にあるクリニックもあり、公立北部医療センターが開業するまでの期間において、空白を生まないよう透析ベッド数の確保が必要である。更に現在の状況ではシャントの手術や血管の狭窄治療を行う病院が不足しており、透析患者に適切な治療が提供できていない。早急に透析導入病院の機能向上を図り、透析治療の利用可能性を向上させる必要がある。

また、急性期の透析患者は、中南部の救急病院で治療を受けているが、その後の転院先が北部地区に存在せず、透析患者の安全な受け入れと適切な治療の提供を確保するため、急性期透析患者の入院と転院に関する対策をしなければならない。

沖縄県は、全国健康保険協会沖縄支部の発表によると、平成29年度末において、100万人当たりの人工透析患者数が全国で最も多い1,391名となっている。

それにも関わらず、北部地域には夜間透析施設が存在しないため、仕事を持つ透析患者の社会参加が難しい状況にあり、沖縄県立北部病院や北部地区医師会ちゅら海クリニックにおいて夜間透析を実施できるよう、早急な対策を求める。

北部地区における腎臓病患者の生活の質を向上させ、安心した生活を送るための実現に向けて、大宜味村議会は危機的状況にある北部地域の透析診療への早急な支援を下記のとおり、強く要請する。

記

- 1、透析導入病院の機能向上に早急に対応すること。
- 2、急性期透析患者の入院と回復までの転院先を確保すること。
- 3、夜間透析のできる施設を設置すること。
- 4、透析難民を出さない為にも相応の透析ベッド数を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、沖縄県知事

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 北部地区における透析診療に関する意見書を採決します。
原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。
したがって意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

- 議長(大城佐一) 日程第15 議員派遣の件について議題とします。
お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いま
す。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。
したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和6年3月22日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、下記のとおり議員を派遣す
るものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議	1名(議長)
5月	全国町村議会議長・副議長研修会	2名
	北部市町村議会議長会定例総会(本部町)	1名(議長)
	常任委員長・副委員長実務研修会(那覇市)	6名
7月	沖縄県町村議会議長会役員会	1名(議長)
	北部市町村議会議長会先進地行政視察研修会 (福井県)	1名(議長)
8月	北部市町村議会議長会定例総会(伊江村)	1名(議長)
	県町村正副議長・正副委員長研修会	8名
10月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 (金武町)	全議員
	県町村議会議長会定例総会(那覇市)	1名(議長)
	北部三村議会連絡協議会研修会(国頭村)	全議員
	町村議会議員・職員研修会	全議員

開催時期	研 修 名	派遣人員
11月	町村議会議長全国大会（東京都）	1名（議長）
	八重山一心会総会	1名（議長）
	議会広報研修会	4名
12月	北部市町村議定会定例総会（東村）	1名（議長）
2025年2月	県町村議会議長会定期総会	1名（議長）
	北部市町村議定会定例総会（北部会館）	1名（議長）

派遣目的：村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前11時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員